AUDIT QUALITY REPORT 2024-2025

監査品質に関する報告書

アーク有限責任監査法人

ARK
アーク有限責任監査法人

KRESTON GLOBAL

AUDIT QUALITY REPORT

2024-2025

監査品質に関する報告書

アーク有限責任監査法人

Contents

はじめに 4

監査品質向上に向けた取組み及び当社の概要

当社の特色と監査品質向上に向けた取組み 6

当社の特色
監査品質向上に向けた考え方
非監査業務の位置づけ

当社の概要 8

沿革
拠点
ボードメンバー等の略歴
業種別・証券取引所別クライアントの状況
職位ごとの人員構成及び全体に占める構成比率
サステナビリティ情報開示に対する取組みと
当社の温室効果ガス削減への取組み

経営管理の状況等

1. 品質管理基盤 14

当社のリスク評価プロセス
ガバナンス及びリーダーシップ
法令遵守に関する措置等
職業倫理及び独立性
監査契約の新規の締結及び更新
業務の実施
当社の業務運営に関する資源（リソース）
情報と伝達
品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
監査事務所間の引継

2.組織・ガバナンス基盤 30

当社の組織図
社員会
理事会（経営執行機関）
監事会
委員会制度
業務の品質管理に係る専任部署
品質管理に関する責任

3.人的基盤 33

人的基盤の充実に関する基本的な考え方
監査従事者に対する研修状況と人事考課
多様な働き方とワークライフバランスの実践
非常勤者に対する考え方
監査業務に対するクライアントの規模や特性を踏まえた人材投入
ダイバーシティ

4.IT基盤 42

IT基盤の整備状況
社会環境の変化へのデジタル対応
業務の標準化と自動化による効率化
DXを利用した会計監査
情報セキュリティ
今後の取組み

5.財務基盤 48

報酬依存度に関するサステナビリティ
有限責任監査法人と無限責任監査法人の区分
公認会計士職業賠償責任保険加入の状況
財務データ
貸借対照表
損益計算書

6.国際対応基盤 50

当社の国際的グループへの加盟状況
ジャパンデスク
グループ監査への対応状況
クレストン・アジア・パシフィックカンファレンスへの参加

監査法人のガバナンス・コードの適用状況 52

上場会社等主要な被監査会社名 66

はじめに

「アーク」は旧約聖書の出エジプト記などに出てくる言葉ですが、神がモーセに指示して民に作らせた「契約の箱」を指しています。当社はこれを社名として用いています。
アークの中には、モーセが神から授かった十戒が記載された石板や律法が記載された書面が入っていると言われており、神との「契約の箱」と言われているものです。また、アークには知識の天使ケルビムの装飾があると記されています。
当社は、監査法人として社会に対しての義務を果たす必要があり、また、クライアントに対しても恥ずかしくないような会計監査業務を提供することを目的とした会社であります。このため、アーク（契約の箱）には会計監査を通じた適切な投資判断となる会計情報及び非財務情報の信頼性の提供という社会及びクライアントとの契約を、それぞれ守る組織でなければならないという信念が社名の由来であります。
ステークホルダーとの適切な会計情報を担保する契約（当社と複数の投資家との契約）とクライアントには適切な会計監査を提供する契約（当社とクライアントとの個別の契約）の履行を確実なものといたします。
また、ステークホルダーに対しても、クライアントに対しても、厳しさの中にもソフトな一面を持ってベストのサービスを提供し、ともに成長して日本経済のためになることを望んでいます。
このような社会及びクライアントとの契約を守るためには、常に社会環境の変化に対応できる監査法人でなければならないと考えています。

当社は、クライアントの経営者との徹底したコミュニケーションを大変重視しております。このことがクライアントの経営に関する理解を深め、無駄のない効率的な会計監査を進めることに繋がってまいります。当社の会計監査は、クライアントとのコミュニケーションによって、監査時間を集中すべきポイントの絞込みをすることが重要であると考えております。

これは、クライアントに対しても当社にとっても有益な結果を生むものであると信じています。

その結果、無駄なコストをかけず、また、会計監査の時間を多く費やすことを防止することになり、クライアントにとっても当社の構成員にとっても有益な結果がもたらされることになると考えています。

なお、当社は改正公認会計士法の施行に伴い、2023年12月27日に上場会社等監査人として登録されました。

また、サステナビリティ情報の保証業務も当社にとって重要な業務になりますので、当社は2024年6月6日に一般社団法人サステナビリティ情報審査協会に入会し、保証業務の準備を進めております。

本報告書をさまざまなステークホルダーとの対話の材料とさせていただき、当社の監査品質の向上に資することを目的としているものであり、ホームページにおいても公開しております。

なお、当社は、公認会計士法施行規則第95条（経営管理の状況等の公表）を2024年7月1日から適用しております。日本公認会計士協会が公表した当該公表書類作成のためのガイダンスに基づき、2025年から本報告書の名称を「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に変更する予定です。

理事長 三浦昭彦

2

監査品質向上に向けた取組み及び当社の概要

当社の特色と監査品質向上に向けた取組み

当社の特色

会計監査の法律的根拠は様々ですが、その中でも特に当社が重要視している会計監査は、社会的影響力の強い上場会社の金融商品取引法監査であります。このため、人的リソースをはじめ、多くの経営資源を上場会社の会計監査に集中させています。

参考までに当社の上場クライアント数の推移は、以下のようになっております。

上場クライアント数

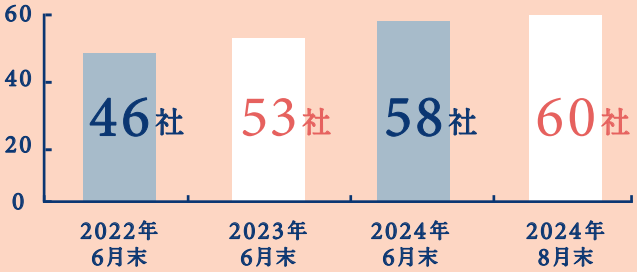

会社法監査のクライアントの多くは、上場会社の連結対象子会社でありますので、上場会社を中心とした会計監査が正に主要業務となっていることがわかります。さらに、人的リソースが許される範囲内で、IPO関連業務にも注力を行っております。この結果、クライアントには将来の上場会社として日本経済の発展に貢献していただけることを希望しています。

参考までに、当社が実施しているIPO関連業務の状況を示しますと、下記のとおりであり、IPO関連業務契約社数も徐々に増加しております。

IPO関連業務への取組状況

	2022年 6月期	2023年 6月期	2024年 6月期
IPO実績	1	0	0
IPO 断念クライアント数	1	1	0
IPO 関連業務契約社数	1	3	5

このように当社の会計監査には特色があるものの、上場会社の会計監査に特化しているわけではなく、学校や組合、さらには公益法人や独立行政法人等の監査も行っており、総合的に会計監査を通じた社会貢献を目指しております。

被監査会社数

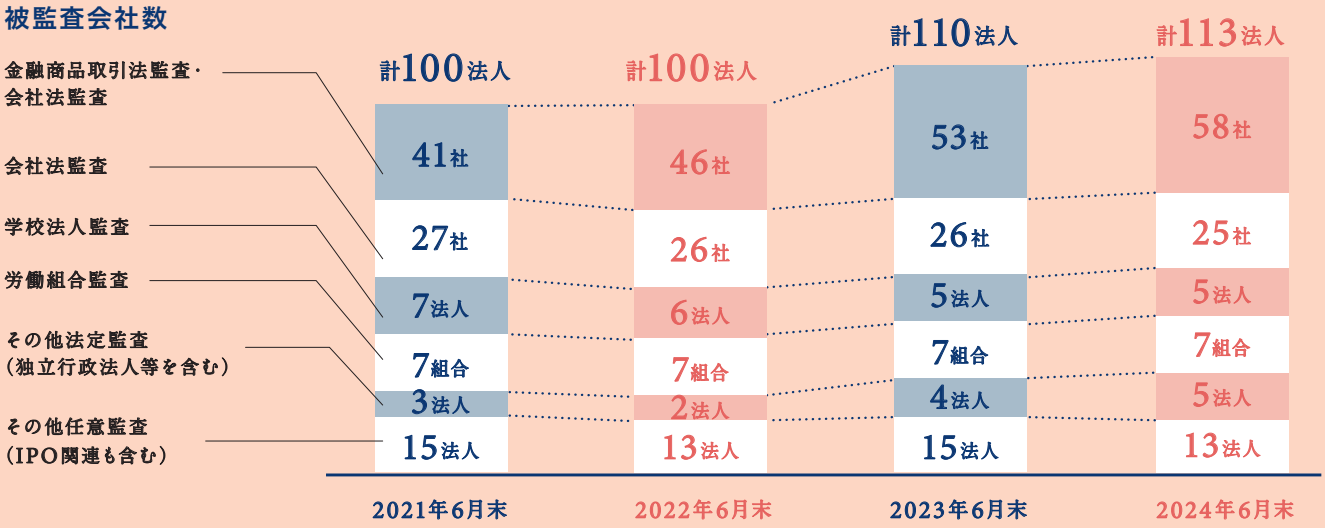

監査品質向上に向けた考え方

大きな監査法人では会計監査に限らず、コンサルティングやその他の業務を行い、総収入のうちに大きく占めている監査法人グループも多く見受けられます。しかしながら、当社は、総収入に対する監査業務収入の割合は極めて高く、直近では97.6％とその大半が監査業務であります。

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
業務収入に占める監査報酬の割合	98.0％	96.1％	97.6％
監　　査	1,854,516千円	1,988,155千円	2,287,867千円
非　監　査	38,308千円	80,206千円	57,153千円
計	1,892,824千円	2,068,361千円	2,345,020千円

※非監査の内容はAUP（合意された手続業務）及びIPOを目指すクライアントに対する財務アドバイザリー契約等によるものであります。

法律によって会計監査の社会的使命や社会的影響力が異なるものではなく、社会の期待に応えるためには、適切な監査を行うという監査品質の向上が大変重要なものとなっております。このため、当社での継続的な品質管理への取組みは欠かせないものとなっております。

監査品質向上のための取組状況に関しては、「3.経営管理の状況等（1）品質管理基盤」において示すとおりであり、当社のホームページでも開示しております。

当社はさほど大きな監査法人ではありませんが、それだけに会計監査において重大な事故を起こすことはサステナブルな組織体ではなくなる危険性があるため、監査品質向上を極めて重視して継続的に対応しているところであります。

非監査業務の位置づけ

当社の主な収益源は会計監査業務でありますが、今後のいろいろな働き方を見据えた場合、公認会計士としての専門的能力を生かして別の分野で活躍することも重要であると考えており、実際にそのような業務を希望する者も増加しています。そのため、当社としては、そのような要望に応えるために、業務開発委員会を中心に受嘱についてデューデリジェンス業務やAUP（合意された手続業務）及びIPOを目指すクライアントに対する財務アドバイザリー契約等の非監査業務の受嘱に注力する方針を継続しています。

当社の概要

沿革

当社はアーク有限責任監査法人（英文名　ARK LLC）と称し、
ホームページアドレスは、https://www.ark-audit.com/ であります。

当社の沿革

1975年4月1日	大阪府大阪市に近畿第一監査法人を設立／東京都文京区本郷に聖橋監査法人を設立
1982年8月17日	東京都中央区八重洲に明治監査法人を設立
2004年3月3日	東京都新宿区西新宿にアーク監査法人を設立
2016年1月4日	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人となる。
2016年7月1日	聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併
2019年7月1日	アーク有限責任監査法人に名称変更
2020年7月1日	近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併

拠点

当社は、東京の新宿本社を中心として、札幌・浜松・静岡・富山・金沢・大阪の7か所にオフィスを設置しております。各オフィス設置の経緯は、それぞれの地域に密着した監査サービス体制を整えることが、クライアントにとって重要であるという判断に基づくものであります。
そのため、地方オフィスに所属するメンバーは、当該地域出身者で固め、こまめでかつ地域に密着したクライアント対応を可能にするという考え方が根底にあります。

新宿本社及び東京オフィス
〒160-0023
東京都新宿区西新宿1丁目23番3号 廣和ビル
電話 03-3342-5967(代表)　FAX 03-3342-5972

札幌オフィス
〒060-0031
北海道札幌市中央区北1条東2丁目5番地2 札幌泉第1ビル
電話 011-212-1834　FAX 011-212-1835

浜松オフィス
〒430-0933
静岡県浜松市中央区鍛冶町140番地 浜松Cビル
電話 053-456-0070　FAX 053-456-0071

静岡オフィス
〒420-0859
静岡県静岡市葵区栄町3番地9 朝日生命静岡ビル
電話 054-291-6195　FAX 054-291-6196

富山オフィス
〒930-0029
富山県富山市本町9番10号 大同生命富山ビル
電話 076-464-6472　FAX 076-464-6473

金沢オフィス
〒921-8011
石川県金沢市入江2丁目82番1 吉村ビル
電話／FAX 076-225-6521

大阪オフィス
〒540-0012
大阪府大阪市中央区谷町1丁目2番6号 京阪谷町ビル
電話 06-6232-8572

ボードメンバー等の略歴

当社の経営基盤として重要な理事会及び監事会を構成するボードメンバー等の略歴を示しますと、以下のとおりであります。

理事長（衛生委員会管掌）

三浦昭彦

1979年　3月　横浜国立大学経営学部管理科学科卒業
1979年　4月　監査法人朝日会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1982年　3月　公認会計士登録
2004年　3月　アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）設立　代表社員就任

副理事長（事務管理部統括、受嘱審議委員会・福利厚生委員会管掌）

二階堂博文

1986年　3月　慶応義塾大学商学部卒業
1988年　10月　監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1992年　8月　公認会計士登録
1996年　3月　明治監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社
2004年　7月　明治監査法人（現 アーク有限責任監査法人）代表社員就任

専務理事（監査業務部統括、監査ツール委員会管掌）

米倉礼二

1994年　3月　早稲田大学商学部卒業
1995年　3月　朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1998年　4月　公認会計士登録
2009年　9月　アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社
2016年　1月　明治アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）代表社員就任

理事（東京オフィス長、国際委員会・IFRS委員会管掌）

三島徳朗

1996年　3月　法政大学経営学部卒業
1998年　11月　朝日アーサーアンダーセン株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社）入社
1999年　9月　朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）へ転籍
2004年　4月　公認会計士登録
2009年　10月　アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社
2019年　7月　アーク有限責任監査法人代表社員就任

理事（組織運営委員会管掌）

藤本幸宏

1993年　3月　慶応義塾大学商学部卒業
1995年　10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社
1998年　8月　公認会計士登録
2010年　10月　アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社
2022年　7月　アーク有限責任監査法人代表社員就任

理事（業務開発委員会管掌）

二口嘉保

1994年　3月　法政大学経営学部卒業
2000年 10月　朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
2005年　7月　公認会計士登録
2014年　9月　アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社
2022年　7月　アーク有限責任監査法人代表社員就任

理事（品質管理担当、研修委員会・サステナビリティ委員会管掌）

秋山俊夫

1992年　3月　慶応義塾大学経済学部卒業
1992年 10月　監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1996年　4月　公認会計士登録
2017年　7月　金融庁（公認会計士・監査審査会）入庁
2020年　7月　アーク有限責任監査法人入社 社員就任
2022年　7月　代表社員就任

理事（採用委員会管掌・日本公認会計士協会全般窓口）

木村ゆりか

1993年　3月　立教大学文学部フランス文学科卒業
1994年　4月　東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社
2003年 12月　明治監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社
2007年　7月　公認会計士登録
2007年　7月　明治監査法人（現 アーク有限責任監査法人）社員就任
2024年　6月　アーク有限責任監査法人代表社員就任

監事

上田正樹

1989年　3月　慶應義塾大学商学部卒業
1990年 10月　監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1994年　8月　公認会計士登録
2004年 10月　アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社 社員就任
2017年　7月　明治アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）監事就任

監事

秋坂朝則

1987年　3月　日本大学大学院法学研究科博士前期課程修了
1987年　8月　公認会計士登録
1990年　3月　日本大学大学院法学研究科博士後期課程
2000年　4月　日本大学商学部助教授
2009年　4月　明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授
2019年　7月　アーク有限責任監査法人監事（非常勤）就任

監事

梅本慶治

1982年　3月　日本大学法学部法律学科卒業
1982年　4月　大蔵省主計局入省
1999年　7月　大蔵省関東財務局理財部 上席証券監査官
2015年　7月　金融庁 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室長
2023年　8月　公益社団法人日本証券アナリスト協会 理事就任
2024年　4月　アーク有限責任監査法人 監事（非常勤）就任

業種別・証券取引所別クライアントの状況

当社のクライアントの業種及び上場市場の区分表を示しますと、下記のようになっております。札幌証券取引所上場のクライアントは、札幌オフィスが管轄しており、名古屋証券取引所上場のクライアントは大阪オフィスが管轄しております。

上場市場 業　種	東京証券取引所単独	札幌証券取引所単独	東京及び札幌証券取引所	東京及び名古屋証券取引所
食品	3	—	1	—
建設・資材	4	—	—	—
素材・化学	5	—	—	—
医薬品	1	—	—	—
自動車・輸送機	3	—	—	—
鉄鋼・非鉄	1	—	—	—
機械	4	—	—	1
電機・精密	6	—	—	—
運輸・物流	—	1	—	—
商社・卸売	5	—	1	—
小売	6	—	—	—
情報通信・サービスその他	16	—	—	—
計	54	1	2	1

職位ごとの人員構成及び全体に占める構成比率

当社は、パートナーと言われる社員の数が多いという特徴があります。当社の職位別人数及び構成比を示すと次のようになります。

監査チーム編成は各クライアントの状況に応じて組成されますので、監査チームの構成は一概には言えないものであります。

おおよそではありますが、職位としては業務を執行する社員、シニアマネージャーからシニアまで、並びにジュニアが同数程度、そこに約半分のアシスタントが在籍しており、1:1:1:0.5という構成で監査業務に従事するようなチーム構成になっております。

期別人員及び構成比率

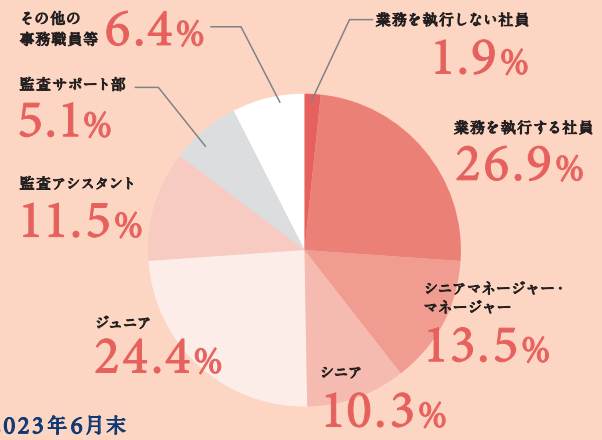

2023年6月末

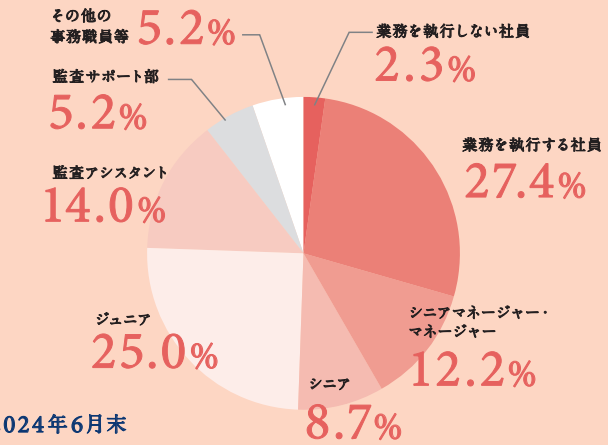

2024年6月末

サステナビリティ情報開示に対する取組みと当社の温室効果ガス削減への取組み

昨今は、投資家にとってサステナビリティ情報の関心が非常に高まっています。当社としては、サステナビリティ情報の保証業務に重大な関心をもっており、9名で構成されるサステナビリティ委員会を設置しました。また、組織の変更を行い、サステナビリティ情報に関する保証業務が可能な体制を整備しました。

この様な体制構築過程において、当社は2024年6月6日に一般社団法人サステナビリティ情報審査協会の会員になりましたので、今後は非財務情報保証業務を実施いたします。

さらに、当社のシニアマネージャーの1名が日本公認会計士協会のサステナビリティ保証基準起草委員会の委員として、2024年9月からサステナビリティ保証基準の起草委員活動を開始する予定です。

また、2024年度より、監査業務従事者は非財務情報・サステナビリティ情報に関する社内研修を必須受講科目としており、今後も継続的にこの分野の研修時間を増加させサステナビリティ情報の保証業務への体制準備を万全にする予定であります。

一方、当社としての実行可能な気候変動対応は、当社の業態に鑑みて、節電による温室効果ガス排出量の削減努力であると考えています。このため継続して夜間の勤務を10時までとしているほか、社内での執務場所も集中して不要な照明は消灯するように、全構成員に指示しております。

そのほかの取組みとしては、監査メンバーの移動を極力少なくして、移動に伴う温室効果ガス排出を伴わない行動をとるために、各オフィスに近い監査現場への往査に際しては、監査チーム間のコミュニケーションを充実させた上で、オフィス間をまたいだ監査チーム構成を開始しております。

3

経営管理の状況等

1.品質管理基盤

当社のリスク評価プロセス

当社は、品質管理基準報告書第1号に則して制定した「監査品質マネジメントマニュアル」に従って、監査の品質目標を設定するとともに品質目標の達成を阻害し得る品質リスクを特定して評価し、品質リスクに対処するための対応策を毎期検討することといたします。また、これを実施するために、リスク評価プロセスを構築しています。

当社は、品質管理システムの一環として、「監査品質マネジメントマニュアル」に定めるアセスメントシートによって適切な監査報告書が発行されないリスクを検討し、その対応策を定めました。

当社のアセスメントシートを使用したモニタリングは、監査業務部統括理事により行われ、理事長及び品質管理担当理事に報告されて改善実施がなされます。

リスク評価は、反復的なプロセスであり、新たなリスクが確認された場合、又は既存のリスクが関連性を失ったと判断された場合には、リスク評価は更新されることになります。

また、アセスメントシートは、モニタリング活動一環として特定された事項に対応し、年に一度は、見直すこととしています。

例えば、品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある、事象、状況、行動等の変化を特定し、品質目標に対するリスクへの影響を評価することになります。

2024年7月の理事会で監査業務部統括理事から報告のあった前月末における改善事項については、年内には改善する予定であり、2025年6月末時点で再評価されることで、次の監査品質のマネジメントに関する年次報告書に反映させる予定であります。

ガバナンス及びリーダーシップ

リーダーシップの発揮とは、その行動や振る舞いを通して、常に監査品質に対するコミットメントを示すことであります。

a.当社は、社内全体に監査品質を認識し強化するという社風を構築し、監査品質へのコミットメントを実行します。そのために、以下の項目について認識を保持させるために、社内に理事長が継続的にアナウンスすることとしています。

- 常に高いレベルの監査業務を遂行することにより、公益に資するという当社の社会的役割
- 経営理念、職業倫理、価値観、人間としての品格の重要性
- 品質管理システムの下での監査・保証業務に従事するすべてのメンバーの監査品質に関する責任及び期待される行動
- 当社の財務及び業務の優先順位を含む、当社の戦略的な意思決定及び行動における品質の重要性

また、当社は、監査・保証業務において公益的な役割を担っていることを、入社時の研修プログラムにおいても明確に示しています。

監査・保証業務を提供するのはクライアントの経営者に対してだけではなく、株主や投資家も含まれることを、スタッフマニュアルにおいて周知し、それ以外の法的な注意義務を負っていない外部のステークホルダーの重要性についても、スタッフマニュアルにおいて周知しています。全ての構成員に対して、職業倫理に関する要求事項や、当社が期待する価値観や行動について、年1回の研修を実施しています。

監査サポート部は、当社の主要業務である財務情報及び非財務情報の保証業務をサポートする組織であり、品質管理グループ及びITサポートグループで構成されています。

監査サポート部を管轄している理事は、保証業務の品質管理全般を担当する理事であります。品質管理グループの業務は、監査契約のレビュー・日常的監視・定期的な検証業務の統括・専門的な見解の問合せ対応・リスクの高い専門的な検討事項対応が中心であり、ITサポートグループの業務は、クライアントのIT領域に関する監査の実施、監査チームが実施するITを活用した監査手続のサポートとなります。

監査・保証業務に従事する全ての構成員は、品質管理システムに関する研修を受けています。また、品質管理グループによる定期的な検証等による内部モニタリングにおいて品質管理システムが要求している事項を実施していない場合には、品質管理の最終責任者である理事長の指揮の下、改善を実施しています。

当社では、品質管理に関するレポーティング・ラインを設置しています。このラインは人事評価につながる個人情報を多く含んでいるため、限られた3名のみが関係することができます。すなわち、品質に関する最終責任者である理事長及び品質管理システムの運用責任者である品質管理担当理事、並びに組織運営委員会管掌理事のみがアクセスできるようになっています。

当社の品質に関する最終責任者である理事長は、毎月、財務と経営の優先順位を検討します。これらの決定が品質目標に及ぼす潜在的な影響は、品質の高い業務を提供するために必要である利用可能なリソース（人材、資金、IT関連ツール開発）の評価を通じて、この検討の中に組み込まれます。

当社は、品質目標を守るために、財務上及び経営上の優先順位を決定し、以下のような対応を含む経営を行っています。

- 特定の分野進出のためのリソースの増強策
- リソースを増やすための方策検討
- リソースを確保するために日程のタイミングを調整指示
- リソースが確保できない場合の監査・保証業務契約の解除検討

b.リーダーシップは、品質に対する責任と説明責任を負うために必要となります。
少なくとも年1回、品質管理担当理事は、当社の品質管理システムの評価について、理事会に報告しなければなりません。

c.品質管理システムの構築、実施及び運用を可能にするための組織構造及び役割、責任及び権限の割り当てが適切になるように経営を行っています。
そのための実施項目は以下のとおりです。

- 責任を果たすために適切な知識、技能及び経験を有する個人を選任し監査チームを構成します。
- 品質に関する全体的な責任を負う品質管理担当理事に直接のレポーティング・ラインがあります。
- 監査チームでのそれぞれの役割を果たすために、各個人に適切な権限及び責任が与えられています。
- 品質目標に対するリスクへの対応において、協議が必要な事項が明確に規定されています。

d.リソースの必要性が計画され、品質に対する当社のコミットメントと整合する方法で、リソースの入手、割り当てが行われています。また、EP(エンゲージメント・パートナー)は、十分かつ適切な資源が担当する監査業務に割り当てられるようにする責任を持っています。
品質目標を達成するために、十分かつ適切なリソースが確保されるように、組織運営委員会が月次及び四半期毎に各業務へのリソースの割り当て及び実績をモニタリングしています。
当社は社員及び職員全員の労働時間を監視しており、これにより追加リソース提供の可能性の検討ができるとともに、品質目標に対するリスクを認識することが可能となっています。
過剰な労働時間が専門的判断の行使や業務の適切な完了に悪影響を及ぼさないよう、ストレスチェックを行うなどのセーフガード(保護措置)も導入しています。

e.当社では、品質を重視する組織風土を醸成するための方針及び手続を品質管理規程及びスタッフマニュアルにおいて定めています。
監査品質を重視する組織風土の醸成ができているかどうかは、年に1度の人事考課時点での理事長との面談において確認がなされ、また、全体にその考え方が浸透しているかどうかの確認手続として、理事長から非常勤者を含めた全員に監査品質を重視する風土の醸成について意識調査が無記名で行われています。
その結果は、以下のとおりであります。

監査チームは、監査の品質を重視して監査業務を行っていると考える人の割合

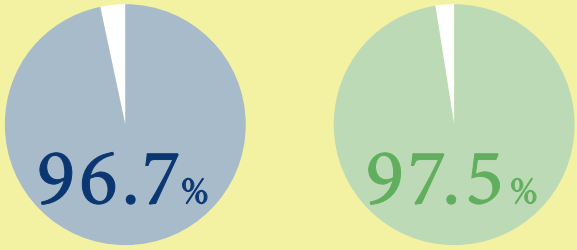

2023年6月期　2024年6月期

トップマネジメントは監査の品質を重視していると考える人の割合

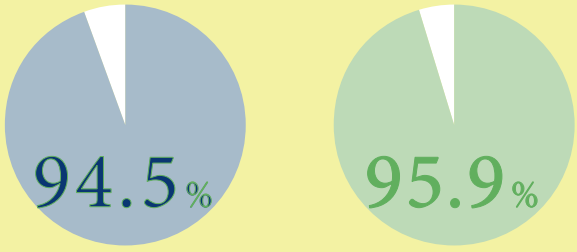

2023年6月期　2024年6月期

法令遵守に関する措置等

a.法令遵守措置

監査業務を行うに当たって、クライアントにおいて法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なくクライアントに書面で通知することとし、通知日から一定期間経過後なお是正が図られず財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、その重大な影響を防止する必要がありますので、当該事項に関する意見を当局に申し出ることにしております。

また、法令違反等事実に対しては、品質管理担当理事により事前に検討し、社員会及び理事会に報告することとしております。

さらに、当社は、内部通報規程及び外部通報規程に基づき、当社内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、法律事務所に通報が可能な通報制度を設けていることを当社ホームページで公表しております。この場合、法律事務所では通報者が不利な取扱いを受けないように保護されます。

以下のような不服と疑義の申立てがあった場合には、理事長の指名により、顧問弁護士及び通報の対象となった保証業務等に従事していない社員（特定社員を除く。）の管理下において、書面により事実関係調査結果を残すものとしています。

- 業務実施者の不適切な行為、判断及び意見表明並びに関連する法令に対する違反など、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に違反している保証業務等に関する不服と疑義の申立て
- 当社が定めた監査の品質管理システムへの抵触等に関する疑義の申立て

b.公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当社は特定社員制度を採用しておりますが、特定社員は監査証明業務を執行してはならないと規定しております。また、社員会及び理事会のメンバーのうち、特定社員の占める割合を25%以下としております。今後は、監査の電子化とともに特定社員も増加する可能性があります。

社員及び特定社員の状況は以下のとおりです。

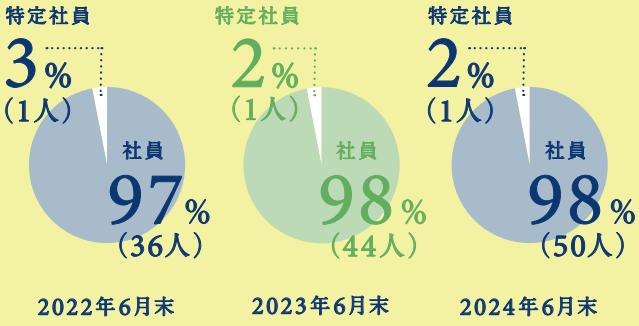

職業倫理及び独立性

a. 職業倫理について

当社は、監査法人の公益的役割を担うために、独立性を含め、関連する職業倫理の要求事項に従って行動いたします。当社と当社の構成員に対しては、下記の事項を要求しています。

- 当社及び当社の業務に適用される職業倫理の要求事項を理解していること。
- 当社及び当社の業務が対象となる職業倫理の要求事項に関して責任を果たしていること。
- 全ての監査責任者は、監査業務の専門要員が当社の定める職業倫理に関する方針及び手続を遵守していない形跡に対して注意を払う必要があり、必要に応じ専門要員に対して職業倫理に関する質問等を日常的に実施することとしています。そのために、全ての当社の構成員は、入社時及びその後年1回、関連する職業倫理の要求事項に関する研修を受けることとしています。
- また、社員を含む全構成員が、職業倫理の要求事項に関する責任を果たしていることを、品質管理担当理事が毎年確認しています。

ネットワーク、ネットワーク・ファーム、ネットワーク・ファーム内の個人、又はサービス・プロバイダーなど、当社及び当社の監査業務に適用される職業倫理の要求事項の対象となるその他の者に関して、下記の事項を要求することとしています。

- 適用される職業倫理の要求事項を理解していること。
- 適用される関連する職業倫理の要求事項に関する責任を果たしていること。

また、倫理規則は、探求心を持つことを要求しています。探求心を持つということは、次の事項を意味しています。

- 実施する専門業務の内容、範囲及び結果を考慮し、入手した情報の情報源、関連性及び十分性を検討すること。
- さらなる調査又はその他の行動の必要性に目を向け、注意すること。

監査サポート部の品質管理グループは、各監査業務の全ての局面を通じて、各監査チームのメンバーが当社の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するように注意を払っています。

b. 独立性について

当社は、独立性に関しては毎年7月に社員及び職員全員（非常勤者を含む。）に対して利害関係調査を行っております。また、新規に入社する社員及び職員に対しては、入社時に利害関係調査を行っており、新規のクライアントが増加する都度、利害関係の有無の回答を全員に求めております。

さらに、監査チームは、クライアントの監査対象期間を通じて監査チームを構成するメンバーの利害関係調査を行うこととなっております。

当社においては、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準は15%としております。2期連続して報酬依存度が15%を超える場合には、阻害要因の重要性の程度を評価し必要に応じて阻害要因を除去するか、又はその重要性を許容可能な水準にまで軽減するセーフガードを適用することとしておりますが、現状ではそのような措置は必要ない状態になっております。

なお、2年連続して報酬依存度が15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2年目の監査意見を表明する前に、当社の構成員ではない公認会計士による監査業務に係る審査と同様のレビュー（監査意見表明前のレビュー）を受けるというセーフガードを適用することとしています。

特定のクライアントに対する報酬依存度

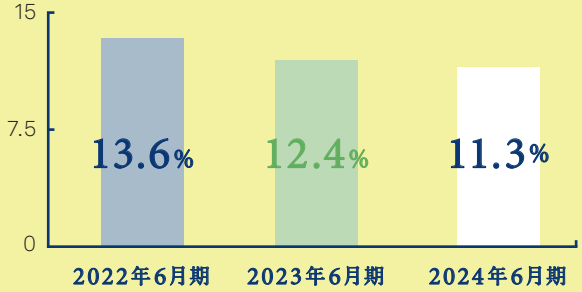

監査サポート部の品質管理グループが監査業務に関して独立性に違反する状況を識別した場合には、理事会を通じて、品質管理担当理事が当該監査業務の責任者及び独立性に違反している当該監査チームメンバーに伝達しなければなりません。監査チームは、職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された問題及びその問題の解決方法を監査調書に記載しなければなりません。

当社は、インサイダー取引のないことの確認の宣誓書を社員及び職員全員（非常勤者を含む。）から入手するとともに、クライアントの株式等及びクライアント関連以外の上場株式等の保有並びに取引を禁止しています。例外的にクライアント関連以外の有価証券の残高がある場合には、取引の内容及び残高の明細を添付の上、監査サポート部の品質管理グループに保有許可申請をすることとしています。

当社は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、以下の方針及び手続を定めています。

- 監査業務を継続的に実施できる期間は、原則として指定有限責任社員のうち上位者は5会計期間とし、その後5会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができません。また、指定有限責任社員が2名以上の場合における上位者以外の指定有限責任社員は、監査業務を継続して実施できる期間は7会計期間とし、その後2会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしています。
- 監査業務に関する審査員は、その審査業務が継続的に実施できる期間は5会計期間とし、その後5会計期間は、同監査業務の指定有限責任社員又は審査員になることができないこととしています。

独立性の遵守状況については、毎年、監査サポート部の品質管理グループが確認しております。その結果は以下のとおりであり、違反件数はありません。

独立性の遵守状況の確認

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
独立性に関する年次確認手続の回答率	100%	100%	100%
認識された違反件数	0件	0件	0件

監査契約の新規の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新に関する品質目標は、当社にとって適切なクライアントのみと契約を受嘱することを確実にするためのものです。これは、当社が、専門的、法的及び規制上の要求事項に従った業務を遂行することができ、かつ、当社の財務及び経営の優先順位が低い会社と契約を締結しないようにすることが重要だと考えているためです。

a.新規契約及び継続契約を締結するかどうかの判断が、以下の点に基づいて適切でなければなりません。

- その判断を支えるのに十分な、業務の性質及び状況並びに依頼者（経営者及び適切な場合には監査役等を含む。）の誠実性及び倫理的価値観に関する情報
- 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って業務を遂行する能力

b.当社の財務上及び経営上の優先事項が、契約の新規の締結又は更新についての不適切な判断につながることのないように品質管理システムを構築しています。

当社の契約リスク判定シートには、以下の情報収集が含まれています。

- 業務の性質と状況
- クライアント（経営者及び監査役等を含む。）の誠実性及び倫理的価値観
- 職業的専門家としての基準、適用される法令等に従って、業務を遂行するために必要な技術的な知識と経験
- 当社の財務及び業務上の優先事項に関連した、契約内容の許容性

新規受嘱の場合は、受嘱審議委員会の決議により、更新の場合は審査員の判断を要し、業務執行社員が継続を要求しない場合には、理事会の最終判断により契約解除の判断を行うこととしています。
当社は、以下の特徴を有する会社については、新規クライアントとして受け入れない方針であります。

- 銀行・証券会社・保険会社などの金融業
- 収益認識が複雑なIT企業
- 極端にグローバルな事業展開を行っている
- 予想される監査報酬が3億円より大きい
- 予想される監査報酬が10百万円未満
- 前期以前の財務諸表に大きな訂正を行っている
- 前任監査人の辞任した理由にリスクがある

また、新規契約において、業務リスク（不正リスクを含む。）等の問題点が識別された場合は、受嘱審議委員会において評価・判断して決定しますが、原則として受嘱してはならないこととしています。

監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠するものとしています。新規契約の前提としては、「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する規程」及び「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する運営マニュアル」に従って、利害関係の有無の調査とともに経営者等の姿勢及び方針の理解、企業の業務内容、契約条件及び監査リスク（不正リスクを含む。）等を検討することを前提として、受嘱審議委員会の承認の下に行われます。
特に、新規の監査業務に関しては、人的リソースの状況も十分に検討しつつ判断することが最も重要であると考えております。
問題点が識別された場合は、原則として受嘱してはならないこととしています。

業務の実施

包括的な監査品質の目標は、当社が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することです。

a.監査チームの編成並びに監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を品質管理規程及び品質管理マニュアルにおいて定めています。
また、監査マニュアル及び監査実施上のガイダンス並びに諸監査ツールを開発・整備して専門要員に対して研修の上、使用させています。
これらのマニュアルには、監査の実施・査閲等の実施基準が定められています。そこでは、品質の高い業務の遂行に対応するために、以下の品質目標を設定しています。

- 業務執行社員は、監査業務の品質の管理と達成に対して、監査業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与するという全体的な責任を含め、監査チームが自らの責任を理解して、これを果たすこと。
- 監査チームに対する指揮及び監督の内容、時期及び範囲、並びに作業の査閲が、業務の内容及び状況、監査チームに割り当てられたリソースに基づき適切であること。経験の浅い監査チームのメンバーが行う業務は、より経験のあるメンバーが指揮、監督及び作業の査閲を行うこと。
- 監査チームは、適切な職業的専門家としての判断を行い、職業的専門家として懐疑心を保持及び発揮すること。
- 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について専門的な見解の問合せを行い、合意された結論に従って対処すること。
- EP及びKAPの結論が専門的な見解の問合せの結論と異なる場合や監査意見に重大な影響を与える事象が生じた場合は、上級審査によって解決すること。
- 監査調書は、監査報告書日までに適時に作成され、当社の品質管理の方針を満たし、法令等、職業倫理に関する規定及び職業的専門家としての基準を遵守するために適切に維持及び保存されること。

これらの要件を満たすために、EP及びKAPは自分が担当する全ての監査業務について、当社の品質管理システムに関する方針及び手続を遵守する責任があります。これには、EP及びKAPが、当社が定めた監査手法の下で十分な監査に関与する時間を確保することも含まれます。

審査員により各監査業務の審査が実施され、当該業務におけるEP及びKAPの監査業務での指揮・監督の状況や結論に至る過程について討議されます。この審査では、監査チームが行った重要な判断の適切性と、必要な範囲での職業的専門家としての懐疑心の発揮状況も検討されます。

不正リスクに対応できるように、監査マニュアル及び監査ツールにおいて不正リスク対応手続を定めています。

当社は、以下のような場合は、特別な検討を行います。

- 監査報告書の修正の可能性
- 契約書締結後に依頼された業務範囲の変更
- 業界では一般的ではない会計方針を適用していること
- 過年度訂正の可能性
- 新しい会計基準の適用により必要となる場合を除き、クライアントによる会計方針の変更

全ての社員及びマネージャーは、意見の相違が生じた場合、決められた当社の品質管理システムを通じて、適宜に協議を行い、解決を図らなければなりません。

b. 業務を担当する社員その他補助者の選任

当社では、人的評価を含む品質管理に関してレポーティング・ラインを設置しています。このレポーティング・ラインは、品質の最終責任を負うことになる理事長と品質管理システムの運用責任者である品質管理担当理事及び組織運営委員会管掌理事のみがアクセスすることができます。

当社では、受嘱審議委員会で新規監査契約の受嘱が承認された場合には、組織運営委員会が監査チームの組成及び審査員を指名し、理事会に報告がなされます。なお、報告の対象は業務執行社員と審査員のみとなっています。

組織運営委員会では、レポーティング・ラインによる人的評価に基づいて、クライアントの難易度評価に適合した監査チームの組成及び審査員の指名を行っております。

c. 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当社は、監査上の諸問題の解決に必要であると判断された場合、専門的な見解の問合せを行うことを定めています。この場合、監査チームは審査員と協議の上、問合せを実施しますが、その方針及び手続については、「専門的な見解の問合せマニュアル」に定められています。

監査チームは、審査時点で監査意見が変更にならないように十分留意して、専門的な見解の問合せを実施しています。

当社は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、不正リスク対応基準に従って専門的な見解の問合せを活用した対応を行うこととしております。

専門的な見解の問い合せの件数

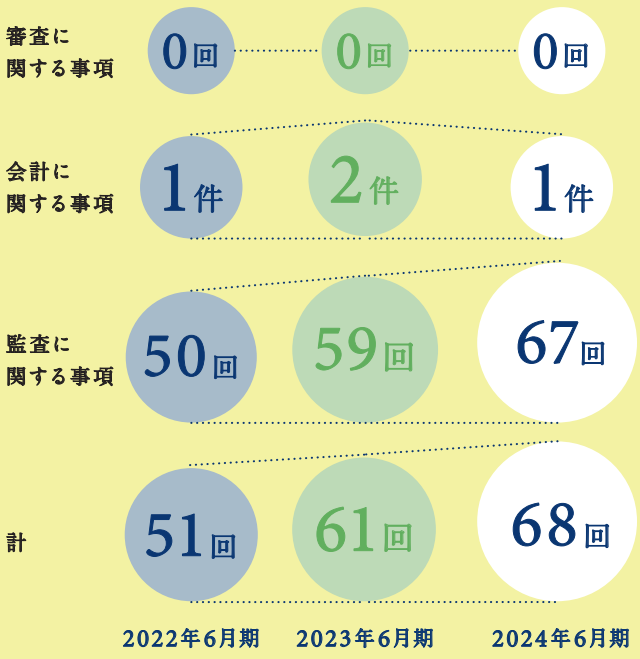

d. 審査の方針及び手続

当社の全ての監査業務について、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、原則として審査を受審し、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないものとしています。

監査業務に係る審査に関する方針及び手続として、「審査規程」及び「審査マニュアル」において、審査担当者の適格性、審査時の実施事項及び審査に関する文書化を定めています。

また、当社では審査時間ガイドラインを定めており、監査計画時点から意見表明までの各段階に応じ、会社の規模や監査の種類その他の区分により目安としての審査時間を示し、十分な審査時間を確保することを要請しています。

協議審査員の人員数（監査サポート部の人員数は含みません。）

27名	28名	36名
2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期

なお、不正による重要な虚偽表示リスクがある可能性を認識した場合、専門的な見解の問合せにより、品質管理担当理事が審査体制を強化し、監査サポート部の品質管理グループによるモニタリングを実施しております。

e. 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

EP及びKAPは、監査チーム内、専門的な見解の問合せの結論と異なるときには、「審査規程」、「専門的な見解の問合せマニュアル」及び「上級審査マニュアル」に記載された方法及び手続に従わなければならず、上級審査を受審した場合は、EP及びKAPは上級審査の決議を尊重し、これに従って監査意見を表明しなければならないこととなっております。

f. 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続（監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止する体制整備）

当社は、監査報告書日後に監査ファイルの最終的な整理を完了するために、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「品質管理マニュアル」において定めております。当社の監査調書は電子調書システムによっており、監査報告書日以降の定められた期日までに電子調書はアーカイブされ、その後は、所定の手続を経ない限り一切、電子調書に修正又は追加することはできないシステムになっております。

監査ファイルはシステム的、物理的にアクセスが管理されており、10年間保存された後に監査サポート部の品質管理グループの監督下において廃棄されています。

また、紙面調書であってもPDF化した後に電子調書化するか、アーカイブ時に品質管理グループの管理下に置かれることになっております。

g. 品質管理システムの監視

当社は、品質管理システムの監視を行う者として、十分かつ適切な経験を有する者を選任しています。品質管理システムの監視は、品質管理システムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施されます。

また、品質管理システムの監視は、通常、日常的監視と定期的な検証から構成されています。

定期的な検証のサイクルは、通常3年を超えない期間としています。一つの検証サイクルの中では各社員の人事考課のために、全社員に対して少なくとも、一つの監査業務等が検証の対象として選定されます。

h. タイムリーレビュー

タイムリーレビューとは、監査クライアントが置かれた環境によって監査上のリスクが変化することから、品質管理グループが中心となり、監査の途中段階においてリスクの特定状況が適切であるかどうか、また、その対応策と監査手続が適切であるかどうかを確認するためのレビューであります。

このタイムリーレビューにより、意見表明審査や定期的な検証を待たずして、監査品質維持を図ることが可能になることを目指しているものであります。

タイムリーレビューの実施状況

	2023年6月期	2024年6月期
実施件数	9件	8件
担当者数	5人	6人
時　間	177.5時間	211.0時間

当社の業務運営に関する資源（リソース）

包括的な品質目標の実現は、適切な人的、テクノロジー及び知的リソースを利用できること並びにこれらのリソースを適時に割り当てることに依存しています。このために、全ての経営リソースの適正配分を考えながらマネジメントを行っております。なお、サービス・プロバイダーは、品質管理システム又は監査業務の実施において利用する資源の提供又は支援を受けるために利用することができます。それぞれのリソースに関する品質目標は以下のとおりであります。

a.人的リソース

- 人材は、採用後は継続的に教育・育成され、継続雇用され、以下のような能力を有するように指導されます。
  - ・当社が行う業務に関連する知識又は経験を有するなど、質の高い業務を一貫して行うこと。
  - ・当社の品質管理システムの運用に関連する活動を行い、又は責任を果たすこと。
- 専門要員は、その行動及び姿勢を通じて品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすために適切な能力を開発及び維持し、毎年評価され、報酬若しくは給与が評価に基づき決定され、昇進がなされ、その他のインセンティブ等を通じて、責任を負い評価されること。
- 当社の品質管理システムの運用又は業務の実施を可能にする十分かつ適切な専門要員がいない場合は、外部（ネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダー）から調達すること。
- EPを含む各監査チームのメンバーには、常に高品質の業務を実施するために十分な時間が与えられ、適性及び適切な能力を有する者が任命されること。
- 品質管理システムにおける活動を実施するために、十分な時間を含めて、適性及び能力を有する者が任命されること

当社の人員構成は、一貫した品質の業務を遂行するために十分な人的リソースが確保されるように、常に見直しを行っています。

当社は、人材の能力に関する当社のニーズに対応するように、予算策定時に人事採用計画を立案して採用を行っていますが、業務運営の状況変化がある場合には弾力的な運用を行っています。

新人職員及び中途入社職員等に対しては、当社の品質管理システムを理解し、実施できるように、体系的な研修及びレベルに応じた研修計画を策定しています。
また、監査従事者には、監査従事者として自らの研鑽と責任を持つことが奨励され、新たな業務に取り組むために必要な場合には、適切な知識の習得や指導を受けるよう要請しています。
品質管理システムの運用に関する活動や責任を負うことになる監査従事者は、その役割への適性を評価の上、アサインされます。
監査従事者は、定期的に評価を受けますが、この評価では、以下の点も考慮されます。

- 品質に対するコミットメントをどのように行動で示したか
- 能力をどのように維持し、発展させてきたか
  （研修受講・自己啓発状況）

EP及びKAPは、各業務に十分なリソースが確保していることを確認する責任を負っています。必要な場合には、専門要員などの追加的なリソースを確保するために組織運営委員会に申し出なければなりません。当社内部の人的リソースではまかなえない場合、登録された非常勤の公認会計士を業務に割り当てることがあります。
当社は、監査チームから要求された日程案に基づき、適切な監査を実施するために必要なレベルに応じた監査チームメンバーのアサインを行い、必要な時間が確保されるようにします。なお、質の高い業務を行うために必要な時間は、業務の採算性とは関係なく検討されています。
また、品質管理グループは、監査業務において品質管理システムの活動に費やされる時間を含んだ時間が計画されていることを監視しています。

b. テクノロジーリソース

品質管理システムの運用及び業務の実施・遂行を可能にするために、適切なテクノロジーリソースを取得又は開発し、適用、維持及び利用していることが重要であると認識しています。
そのため、当社では、品質管理システムの運用に必要なテクノロジーの各分野において必要なリソースを確保しています。
例えば、以下の分野があります。

- 電子調書システム
- 不正リスク検知プログラム
- データ分析ソフトウェア
- サンプリングソフトウェア
- 人的リソース配分のための日程管理システム

c. 知的リソース

品質管理システムの運用及びより質の高い監査の一貫した実施のために、適切な知的リソースを取得又は開発し、適用、維持及び利用していること、また、当該知的リソースが、職業的専門家としての基準及び適用される法令等と整合していることが必要となります。
当社の監査手法は、適切なマニュアルや社内で開発された監査ツール及びその他のガイダンス等によって定められており、全ての監査チームメンバーが利用できるようになっています。
監査チームが問題を解決するためにさらなる支援を必要とする場合には、品質管理グループや監査ツール委員会等の当社内の専門家からガイダンスを得ることができるようになっています。

d. サービス・プロバイダーに関するリソース

サービス・プロバイダーの人的、テクノロジー及び知的リソースは、品質目標を考慮し、当社の品質管理システム及び業務の実施に利用されなければなりません。そのために、監査に必要なサービス・プロバイダーの情報を保持することとしています。

情報と伝達

IT技術の進歩は著しく、企業を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。ブロックチェーン技術を基盤とした新しい経済概念であるWeb3.0の広がり、消費者や労働者がメタバース空間上のアバターとして活動を行うなど生活・労働スタイルの変化、さらにはこのような新しい経済活動や経済秩序の変化に対する規制強化が加速する動きも見られます。

将来において、専門的な見解の問合せや専門家の活用等の局面において、パソコン上でAIを活用したアバターが回答するという時代が来るかもしれません。

このように、当社では会計監査においても社会環境の変化を敏感に感じ取り、その変化に適切に対応することが重要であると考えております。そして、このような姿勢こそが高い品質を保持した会計監査に繋がるものだと信じています。

情報管理の最終責任は、理事長が負っております。ただし、その実行・管理に当たっては、ITサポートグループを中心に実施しています。

今後も、このITサポートグループのメンバーの人員は、当社の規模に応じて必要な増員を行う予定であります。

さらに、社内外との情報伝達及びコミュニケーションは、品質管理システムの設計、実施及び運用にとって重要な要因であると認識しています。

情報及びコミュニケーションに関する品質目標としては、以下の事項が必要だと認識しています。

- 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、補足し、処理し、維持すること。
- 当社の組織風土が、コミュニケーションの重要性を認識させ強化するものであること。
- 関連性のある信頼性の高い情報が、当社全体及び監査チームとの間で、以下のように交換されていることが重要であると認識しています。
  - ・専門要員及び監査チームに情報が伝達され、その情報の内容、時期及び範囲が、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関する責任を理解し遂行するために十分なものであること。
  - ・専門要員及び監査チームは、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、当社に必要な情報を伝達すること。
- 関連性のある信頼できる情報が、以下のように、外部の関係者にも伝達されていることが重要であると認識しています。
  - ・ネットワーク又はサービス・プロバイダーが、その提供するネットワークの要求事項又はネットワーク・サービス若しくはリソースに関する責任を果たすために、当社がネットワーク又はサービス・プロバイダーに情報を伝達していること。
  - ・法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合、又は品質管理システムに対する外部関係者の理解を支援するために、情報を外部に伝達すること。

このような認識の下で、当社は品質管理システムを支える方針、手順、ガイダンス等に対して、監査業務に関連する構成員全員がアクセス可能な環境を維持しています。

当社の全ての監査従事者は、オープンで相談しやすい社風を醸成することが要請されています。監査業務に従事する全てのメンバーは、品質管理システムの運用に関連する情報を、他の監査チームのメンバーと交換することが求められています。

当社の品質管理システムの運用に関する情報は、監査サポート部の品質管理グループから適宜に発信・伝達されています。外部のサービス・プロバイダーを利用する場合、品質管理システムの関連する要素を伝達し、その遵守を確認することとしています。

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

品質管理システムのモニタリング及びその改善プロセスは、品質管理システムの設計、実施及び運用に関する適切で信頼できる情報を適時に提供し、その結果、特定された不備を改善するために、必要な場合には、適切な是正を講じることを目的としています。この是正措置には、品質管理システムの変更及び特定の業務における具体的な措置が含まれる場合があります。

日本公認会計士協会の品質管理レビューなど外部の検証は、当社自身のモニタリング活動に取って代わるものではありませんが、継続的改善のための気づきを得る機会になり、品質管理システムの改善につながる可能性があるものと認識しています。

a. モニタリング活動計画

モニタリング活動は、品質目標が達成されない原因となり得る不備を特定するためのものとして考えています。不備とは、以下のように考えています。

- 品質管理システムの目的を達成するために必要な品質目標が設定されていない。
- 品質リスク又は品質リスクの組合せが、識別されていないか又は適切に評価されていない。
- 対応又は対応の組合せが、適切に整備又は有効に運用されていないため、関連する品質リスクが発生する可能性が許容可能な水準まで低減されていない。

モニタリング活動を計画する場合には、以下の項目を考慮する必要があると認識しています。

- 品質リスクに対する評価の根拠
  これにより、モニタリングの重点項目が示されます。
- 品質リスクを軽減させる対応のデザイン
  設計されたデザインが実施された場合に監査品質の維持に有効となる可能性が高いかどうかを検討することにしています。
- 当社のリスク評価プロセス、並びにモニタリング及び改善プロセスのデザイン
  リスク評価プロセスに社内の適切な人物が関与しているかどうか、モニタリングと改善プロセスが適切であり、十分なリソースを確保しているかどうかを検討することにしています。
- 品質管理システムの変更
  品質管理システムの変更は、その変更が適切にデザイン又は実施されていない場合は、品質目標に対するリスクとなります。このため、品質管理システムの変更の影響をモニタリング活動の計画に反映します。
- 過去のモニタリング活動の結果、過去のモニタリング活動が当社の品質管理システムの評価において依然として目的適合的であるかどうか、及び過去に識別された不備に対する是正措置が有効であったかどうか
  モニタリング活動は、当社が直面するリスク及び過去のモニタリング活動の結果に対応したものでなければなりません。過去に識別された不備に対処するための是正措置が効果的であったかどうかを検討することとしています。
- 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されたこと、又は当社の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する、不服と疑義の申立て、外部の検証からの情報及びサービス・プロバイダーからの情報を含む、その他の関連情報

外部の検証の結果又は社内外のその他の関連する情報は、過去に実施した当社のモニタリング活動が、品質管理システムの不備を識別できなかったことを示すことがあります。このため、モニタリング活動を計画する際には、様々な情報源を考慮することとしています。

b. 定期的な検証

当社では、監査業務終了後におおよそ半数の社員を対象になるように監査業務の定期的な検証を行っております。定期的な検証には、検証の客観性が損なわれることがないことを確認の上、効果的なレビューを行うための能力を持つ公認会計士・監査審査会の元検査官及び日本公認会計士協会の品質管理レビューアー経験者を中心に実施しており、極力多くの時間を費やして検証結果を社員にフィードバックすることにより社員のレベルアップを図っております。

特に、この定期的な検証に多くの時間を費やして社員を指導することが、監査業務に従事するメンバーの監査品質の向上につながると確信しているため、対象会社は増やさずにレビューアーが一つの監査業務に多くの時間をかけるようにしています。

定期的な検証の実施状況

■2022年6月期　■2023年6月期　□2024年6月期

定期的な検証実施件数

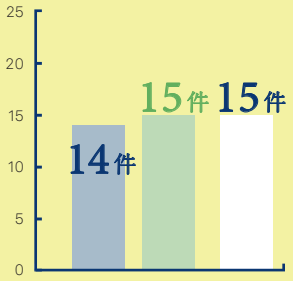

監査業務カバー率

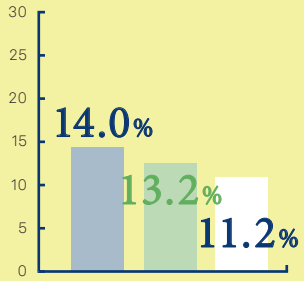

定期的な検証の対象とした社員数

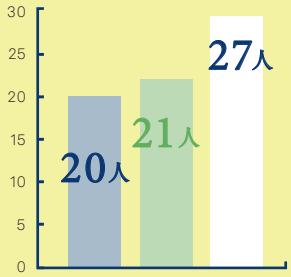

社員カバー率

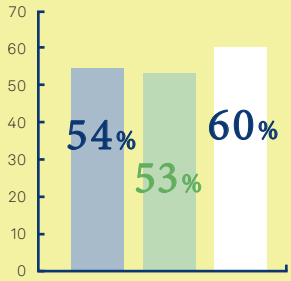

定期的な検証におけるレビューアーの従事時間

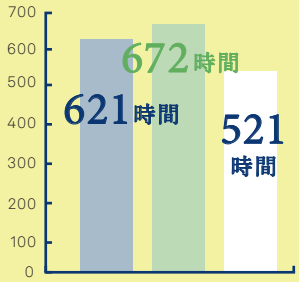

1社当たりのレビューアーの従事時間

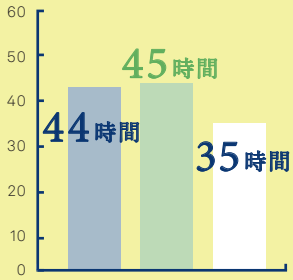

監査意見の修正を要する重大な不備

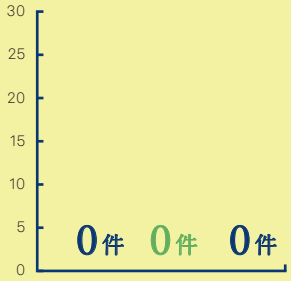

重要な指摘事項があった件数

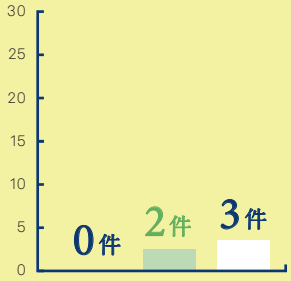

※2022年6月期からは、上記趣旨に基づき定期的な検証の時間を増加させています。なお、2024年6月期では選定業務として、上場会社以外を増やしたため、検証の時間は減少しました。

c.定期的な検証による発見事項の評価と不備の識別

定期的な検証の結果による指摘事項に対しては、その根本原因分析を行い、監査品質における重大性及び広範性の影響を検討します。その結果、特定された不備原因を踏まえ、改善策を検討して実施することとします。

実施される改善措置の例としては、以下のような事項があります。

- 特定の研修の実施
- 監査手続の変更
- 監査従事者が行う業務範囲の見直し
- 審査における確認事項の追加
- 監査ツールの追加・修正
- 監査チームをサポートできる専門家の特定
- 監査チームメンバーのリソース割り当ての見直し
- テクノロジーリソースの追加

d. 社外からの検証

社外の関係者からの検証は、当社のモニタリング活動を代替するものではありませんが、現在では以下のような検証を受けております。

- クレストン・グローバルによる管理レビュー
  当社は、Kreston Global（本部はイギリス ロンドン）のメンバーファームとなっておりますので、当社が適切な品質管理の下に監査が実施されているかどうかという点で、品質管理レビューを2021年12月に受けており、問題点はない旨の報告書を受領しております。

また、2024年9月にクレストン・グローバルの品質管理担当パートナーが来日して品質管理レビューが行われる予定です。この品質管理レビューでは、個別監査業務を対象としたものだけでなく、ネットワークによるISQM1評価ツールに基づく検証などもその範囲となっています。

- 日本公認会計士協会による品質管理レビュー
  日本公認会計士協会（The Japanese Institute of Certified Public Accountants＝JICPA）による品質管理レビューは、3年に1度のサイクルで実施されており、当社は直近においては2023年9月から10月にかけて当該レビューを受けております。

過去のJICPAによる品質管理レビュー実施状況及び結論は以下のとおりであります。

2017年11月	定期的レビュー	限定事項がない結論
2018年12月	フォローアップレビュー	改善の不十分な事項のない確認結果
2020年12月	通常レビュー及び特別レビュー	重要な不備事項のない実施結果
2023年12月	通常レビュー	重要な不備事項のない実施結果

- 公認会計士・監査審査会による検査
  公認会計士・監査審査会（Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board＝CPAAOB）は、公認会計士法に基づき、JICPAによる品質管理レビューに対する審査及び検査を実施している、金融庁に設置されている独立の行政機関です。

CPAAOBは、JICPAから品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査するだけでなく、当社のように会計監査を実施している監査事務所に対して立入検査を実施します。立入検査の結果、品質管理システムや個別の監査業務において不備があると認められた場合には、検査結果通知書により改善が促されることとなります。

CPAAOBの立入検査は、JICPAの品質管理レビューの実効性を担保し、公共的立場から適切な監査の実施を促すものであります。立入検査の結果、監査の品質管理が著しく不十分であった場合や監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合等においては、業務の適正な運営を確保するための必要な行政措置を促すように金融庁長官に勧告することになります。

金融庁はその勧告により、戒告・業務改善命令・業務の全部又は一部の停止・解散命令・課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなりますが、当社は、CPAAOBによる立入検査の結果を受けての行政処分を受けたことはありません。

監査事務所間の引継

監査人の交代に関して、当社が前任監査人若しくは後任監査人となる場合の双方のケースにおいて、いずれの場合でも当社の「監査人交代マニュアル」に従って監査の適切な引継を行っております。

2.組織・ガバナンス基盤

当社の組織図

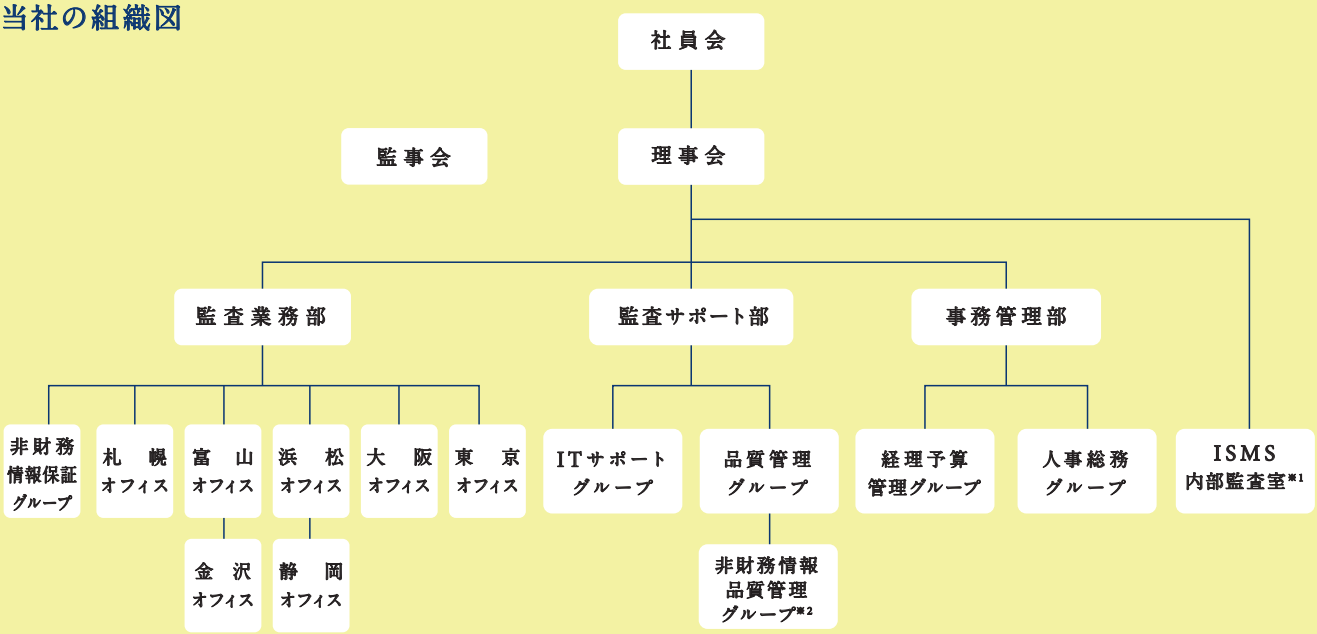

※1. 自社の情報セキュリティ対策を客観的に評価するISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証のための監査室であり、通常の内部監査室ではありません。
※2. 2024年8月に品質管理グループに統合しております。

当社は、2019年7月1日より有限責任監査法人に移行しております。また、公認会計士法の改正に伴い、2023年12月に公認会計士法第34条の34の2に定める上場会社等監査人名簿に登録されています。

当社の運営を行っている組織が、一般事業会社で言う取締役会に相当する理事会になります。理事会の上位に位置するのが社員会であり、監事会とともに理事会及び理事長の行動規範を監視するガバナンス体制をとっております。

理事長及び品質管理担当理事は経営・管理機能を十分に発揮できるように、監査の業務執行社員を担っておりません。また、品質管理グループメンバーも専任者であり監査業務を行っておりません。

社員会

当社の社員会は、出資者である社員により構成されており、当社にとって重要事項を決定する機関となっております。社員会は一般事業を行っている株式会社における株主総会に相当するものです。

株主総会と大きく相違する点は、社員は出資者であると同時に、監査業務の執行者であるという点です。

社員会規程により社員会で決定する重要事項が定められておりますが、社員会は理事会の運営を監視する組織としても位置付けられています。

そのため、理事会は社員に対して監査法人運営の業務執行状況を伝達する必要があることから、決議する議案がない場合であっても、社員会は年に6回、偶数月に実施しており、6月は予算承認、8月は決算確定の議案が通常の議案以外に追加されています。社員会では、理事からの一方的な発言の会議体にならないように、各社員からの発言を積極的に受け付けています。

また、重要な監査上の論点等については、理事会で品質管理担当理事から報告を受け、理事会で検討した結果等を全ての社員に伝達することにより、社員の共通認識として浸透させております。

理事会（経営執行機関）

当社の理事会は原則として毎月第2月曜日に開催されております。

当社の業務運営に関しては、理事長が全責任を負っております。

現状では、理事会は8名により構成されており、理事の選任は3年毎に実施される社員による選挙によって7名が理事となり監査法人運営で携わっています。また、1名は理事長の推薦により1年の期間限定で理事長が必要と認める業務が指名されます。このようにその時々で弾力的な運営ができるような制度となっています。次回の選挙は2025年夏に行われます。

理事会は、理事長が議長を務め、組織図にある監査業務部・監査サポート部・事務管理部の部長は各理事が務めております。また、組織図とは別に、組織運営委員会・監査ツール委員会・サステナビリティ委員会・国際委員会・IFRS委員会・研修委員会・採用委員会・業務開発委員会・受嘱審議委員会・福利厚生委員会・衛生委員会・懲罰委員会（非常設）という12の委員会があり、それぞれ理事が分担して委員会運営を担当しております。

理事会においては、これらの委員会活動状況について各理事から報告を受けるとともに、経営執行に係る重要な事項について協議の上決定し、担当理事から全社的に決定事項を発信して経営の業務執行を行っております。

また、委員会活動の中でも、業務開発委員会による外部の証券会社など市場参加者からの意見聴取結果の報告を受け、経営の判断材料としています。なお、この意見聴取においては、当社のホームページで公開している監査法人のガバナンス・コードの適用状況についても、意見を伺っておりますが、現在のところ監査業務運営上の特段の意見をいただいておりません。

監事会

監事会は3名により構成されており、1名は当社の社員より、2名は社外（明治大学専門職大学院教授 秋坂朝則氏及び公益社団法人日本証券アナリスト協会理事 梅本慶治氏）より就任していただいております。監事会では、事業年度開始後に年間の監査計画を作成し監事監査を実施しております。

監事は、理事会にも出席し、理事等による業務運営が適切であるかどうかを監視し、運営状況についての客観的な意見を述べています。

なお、理事会の開催回数及び各監事の理事会への出席状況並びに監事会の開催状況は、以下のとおりであります。

従来は監事会の開催が不定期でしたが、2023年6月期からは3か月に1度の定期開催に変更したため、監事会開催回数が減少したものであります。

	2022年 6月期	2023年 6月期	2024年 6月期
理事会開催回数	17回 （うち、5回は臨時理事会）	14回 （うち、2回は臨時理事会）	17回 （うち、4回は臨時理事会）
社内監事参加回数	14回	13回	13回
社外監事参加回数	13回	13回	13回
監事会開催回数	6回	4回	4回

監事会は以下の役割を担っており、理事長は、年に1回、監事会より日常業務のヒアリングを受けております。

- 理事会運営の実効性に関する評価
- 理事長による社員の評価及び報酬の決定過程
- 組織の規模に見合った理事会の構成人員と独立した第三者としての監事の選退任プロセスに対する意見
- 人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針等に関する意見
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況、通報された情報の調査及び是正状況の評価
- クライアント、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換方法に対する意見

委員会制度

当社では、12の組織横断的な委員会活動があります。それぞれの委員会は理事が管轄し、担当理事が委員長を社員の中から指名しています。

委員会名	活動範囲
組織運営委員会	各委員会からの情報収集及び法人の全体的な運営調整並びに日程調整の実施
監査ツール委員会	監査に活用するツールの開発
サステナビリティ委員会	サステナビリティ情報開示に関する情報の収集及び研修の立案実施等の当社内へのサステナビリティ情報の実務の浸透に資する施策の実施
国際委員会	国際業務案件の対応・受嘱活動及びクレストン・グローバルとの連携、グループ監査に係る監査指示書の開発
IFRS委員会	IFRSに関する研修の立案実施及びIFRS適用における質問対応等の当社内へのIFRS実務の浸透に資する施策の実施
研修委員会	研修計画の立案及び実行、中途入社・新人・復帰その他の研修実行、ランク別研修資料等の作成
採用委員会	定期採用及び中途採用活動
業務開発委員会	当社の方針に沿った業務開発
受嘱審議委員会	保証業務受嘱に当たってのリスク管理
福利厚生委員会	福利厚生に対する職員等の満足度を向上させるために、社内コミュニケーションの活性化等に関する施策立案及び実行
衛生委員会	労働安全衛生法に基づき、衛生管理者及び産業医とともに構成員の労働環境管理並びにメンタル面でのサポートの実施
懲罰委員会	法令違反、社内規程違反、ハラスメント事案等に対する処罰決定の答申

業務の品質管理に係る専任部署

p.30において記載した当社の組織図に監査サポート部がありますが、この中の品質管理グループが監査業務の品質管理に係る専任部署であります。

品質管理グループに所属する者は、品質管理の専任者であり、監査業務部と兼任していませんので、監査業務部からの独立性は確保されています。

現状では、専任者である代表社員公認会計士が1名、社員公認会計士が2名、公認会計士（シニア）1名及びアシスタント1名の5名で構成されています。

また、品質管理グループに所属する者は事務作業を行う者を除き、CPAAOBの元検査官又はJICPAの品質管理レビューアー経験者等で構成する方針であります。

品質管理に関する責任

当社は、業務の社会的影響に鑑みて監査業務の品質を重視しており、品質管理に関する方針及び手続に関して、理事長が当社の品質管理システムに関する最終的な責任を負っています。また、品質管理システムに関する整備及び運用に関する責任は、監査サポート部長（品質管理担当理事）が負っています。

当社は、監査契約の新規の締結及び更新から監査計画の策定、監査の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理の方針及び手続を諸規程として整備し、運用しております。

当社の監査サポート部品質管理グループ人員数の状況は以下のとおりです。

人員数

監査業務部の人員数に対する比較割合

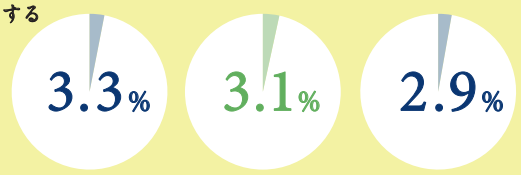

2022年6月末　2023年6月末　2024年6月末

※監査業務部の人員数に対する比較割合が下がっているのは、全体の人員増加によるものであります。

3.人的基盤

人的基盤の充実に関する基本的な考え方

当社は会計監査を主たる目的としているため、当社に所属する従事者は公認会計士及び公認会計士試験合格者が中心となっております。公認会計士という職業自体が自ら独立開業が可能であり、また、リスキル目的でコンサルティング会社へ転職することもあり、監査法人の特性として、一般企業と比較して離職率は高い業種であると考えられます。

このため、監査法人として監査業務のサステナビリティを確保する観点からは、人的基盤の確保は重要な課題となっています。また、一般企業と同じではありますが、各ランクに応じた組織構成が必要であり、偏ったランク別人員構成は目指すべきものではありません。

金融庁のCPAAOBのモニタリングレポートによれば、2024年3月末時点での公認会計士登録人数は35,532名であり、監査法人に所属して監査業務に従事している公認会計士は14,427名と、その割合は40.6％と前年よりも下がって、かなり低い数値となっています。

このような環境にあって、監査を中心的業務としている当社は、監査業務を通じて日本経済に貢献することの生きがいを全構成員に伝えるだけでなく、年々増加している監査時間に対応しつつ、IT活用による監査の効率化を図ることなどにより、全構成員のワークライフバランスの保持が可能な方策を立案し実践しております。

採用計画は中期計画の初年度の人員計画に則って、不足している職位（公認会計士に限らず監査サポート部に所属するIT専門家や監査アシスタント等も含む。）の中途採用計画と、公認会計士試験合格者の定期採用を行っております。なお、求める人材像としては、不正や誤謬を見逃さない正義感を持つ人、環境の変化に対応し新たな価値を見出す人、クライアントや監査チームと円滑なコミュニケーションを図れる人としております。

職位別入社人数

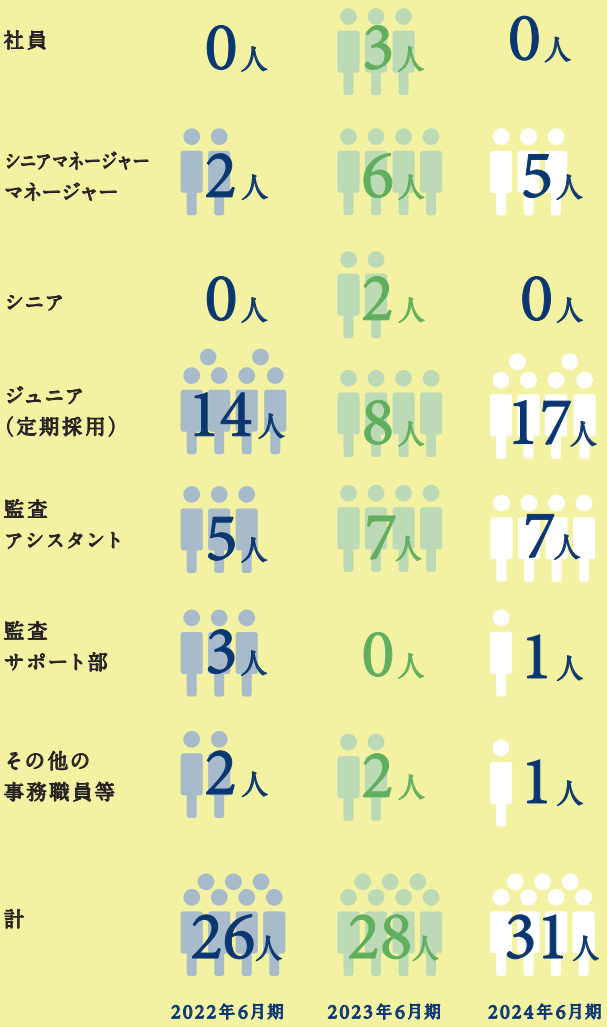

先にも監査業界の特色として、全体的に離職率が高い傾向にある原因について記載しましたが、当社の退職率は全産業の離職率と大きな乖離はなく、特に2024年6月期においては離職率を低減化するために福利厚生委員会を中心に講じた様々な施策もあり、退職率は前年に比較して5ポイント下がり、人材の定着はある程度成功してきたと考えております。
なお、下記の表の社員の退社は、定年によるものであります。

職位別退社人数

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
社員	3人	0人	2人
シニアマネージャー マネージャー	3人	1人	0人
シニア	2人	6人	3人
ジュニア	4人	5人	2人
監査 アシスタント	0人	2人	2人
監査 サポート部	1人	0人	0人
その他の 事務職員等	2人	2人	1人
計	15人	16人	10人
退職率	11.5%	11.3%	6.3%

クライアントに適切な監査業務を提供するためには、バランスの取れた人員構成が必要であると認識しています。適切な監査を行っていくためには適切な人員構成を目指し、実現できたならばそれを維持しなければなりません。
そのために、いくつかの指標について当社としての目標値を定めており、その目標値に近くなるように運営しております。この結果、ステークホルダーに当社の適切な監査実施体制の一要因が理解されるとともに、監査品質の向上にもつながると確信しています。

KPIの状況

■2022年6月期 ■2023年6月期 ■2024年6月期

KPI	目標値	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
一人当たりのクライアント数	0.6	0.71	0.71	0.66
社員1人当たりのクライアント数	3.0	2.70	2.68	2.40
社員1人当たりの金商法・会社法のクライアント数	2.0	1.95	1.29	1.23
公認会計士1人当たりのクライアント数	2.0	3.23	2.97	3.14
公認会計士1人当たりの金商法・会社法のクライアント数	1.0	2.32	1.43	1.61
すべての人員に対する社員の比率	0.25	0.26	0.26	0.30
社員を含む公認会計士が指導する試験合格者の人数	0.50	0.59	0.47	0.58
すべての監査従事者に対するアシスタントの割合	0.33	0.31	0.22	0.19

短期間には、これらの指標が目標値に近くなることはありませんが、目標値に近づけるように経営努力を行っております。

基本的に、当社はシニアクラスが不足していることが原因で、目標値に届いていないのですが、ジュニアの育成によりシニア昇格者が今後は増加すると考えられますので、長期的には達成されると考えております。

監査従事者に対する研修状況と人事考課

当社は、専門要員の能力を維持・向上するために、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行っております。研修委員会が立案した教育・訓練に関する研修計画は、研修担当理事が理事会に上程し、審議を経てこれを承認しています。

方針策定に際して、重視したものの一つは、「監査品質の向上を図る研修の充実」です。CPAAOB検査及びJICPAの品質管理レビューでの不備の指摘を受け、監査品質の維持・向上が当社にとって課題であると再認識したため、監査基準報告書の理解を深める研修をはじめとした監査品質に直結する研修を充実させることとしています。

また、今年度よりサステナビリティ情報に対する研修プログラムを充実させ、監査従事者全員を対象とする全体研修を実施しました。さらに、IFRS適用会社に対する保証業務に関しては、社内の資格制度を設け、十分な研修を受けた者でなければ当該業務には従事できない仕組みを採用しています。

なお、監査品質の維持・向上のためには、現行の監査の基準が求める水準を理解することが必要であるため、常に1名はJICPAの品質管理レビューアーとして出向させる方針であります。これによりレビューアーの視点を会得することができるため、復職した時点ではその経験を監査実務で発揮できるように、監査業務部に戻る人事を行っています。

JICPAへの出向状況

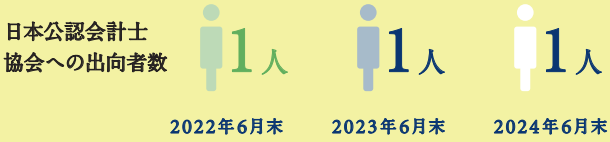

また、重視したもう一つとしては、「ランク別研修の充実」です。年間を通した社内研修により、職位に応じた専門要員の監査実務の実践能力を可能な限り高めることにより、各監査チームの現場力を高い水準に維持・向上することを当社研修の方針としています。

公認会計士に対しては、JICPAの実施するCPDの履修状況を管理しており、必須科目単位の取得状況も含めて年間40単位を満たしていない者は、監査に従事させないこととしています。

専門要員を対象とした監査研修の回数

テーマ別研修状況

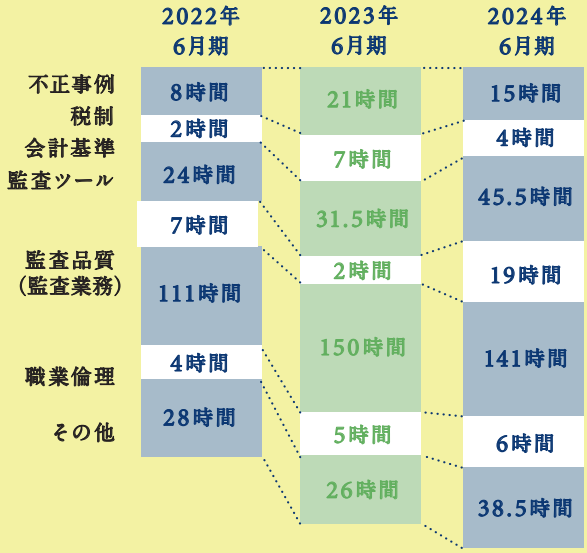

当社は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に備えて、監査チームが監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を発揮できるように社内研修により不正に関する教育・研修の適切な機会を提供しております。当社の研修は社内で実施している全体研修等のほか、外部業者による研修やJICPA等が主催する研修会に参加しています。下記は、研修委員会が企画して実施した研修の時間数で、新人研修から社員までのそれぞれの職位向けに主催した研修時間と研修委員会が推奨した研修の時間であり、CPDに対応したものではありません。

なお、社内研修には、監査アシスタントを対象とした研修も含まれています。

社内外研修区分	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
社内研修	138時間	210時間	216時間
外部研修	6時間	6時間	12時間
JICPA等主催の研修	40時間	46時間	67時間

また、当社では研修後にアンケートをとっており、アンケート結果を基に研修の理解度を確認し理解を高める工夫等を次回の研修に生かしております。

項目（平均点）		2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
理解度（受講前）	0-3で3が最高	1.5	1.5	1.5
理解度（受講後）	0-3で3が最高	2.7	2.7	2.7
業務に活用できるか	0-4で4が最高	3.6	3.6	3.6
講義が工夫されているか	0-4で4が最高	3.5	3.5	3.5

監査の専門要員の研修は、単にCPD単位を獲得するだけに留まっているのではなく、継続的な能力の維持・向上のために実施しております。

1人当たり研修時間

当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

また、社員登用に関しては、社員登用規程に従って、最低2名以上の社員の推薦状を必要としております。推薦状では、公認会計士としての経験年数及び推薦理由が記載され、理事会の決議及び社員会の承認を経て登用されます。

また、社外研修として、バランスの取れた人材育成の一環として一般社団法人総合研究フォーラムが主催する教育研修セミナー（フォーラム'80）に毎年1名の研修生を派遣しています。フォーラム'80は、青壮年層が国際的視野に

立った幅広い知識を身につけ、併せて、研修生相互の終生にわたる交友の基礎を固めることを目的としており、当社の前身の一つであるアーク監査法人設立後から累計で13名を派遣しています。

現在は第90期生として派遣しており、理事長は第26期生であります。

社員の評価は、毎年、「社員人事考課システムについて」を全社員に示し、当社の社員評価方法に従って評価が行われた結果をもって社員報酬が決定されています。この評価においては、各社員の監査品質の程度が適切であるかどうかを評価しています。また、社員の評価及び報酬の決定過程が適切であるかどうかの意見を独立した第三者である監事に聞いております。

また、職員の評価は、毎年、人事考課方法に関して全職員を対象に説明を行い、偏りがないように複数人により評価を行っています。この評価結果に基づき給与を決定しております。

多様な働き方とワークライフバランスの実践

昨今の社会情勢では、副業や兼業を認めている企業も増加しています。従来、当社では副業及び兼業を認めない方針でした。一方、厚生労働省が公表している「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、人生100年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要であるとして、副業・兼業は、オープンイノベーションや起業の手段としても有効であり、都市部の人材を地方でも活かすという観点から地方創生にも資する面もあると記載されています。このため、副業・兼業を希望する社員及び職員に対しては、その希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境を整備することが重要であると考え、いろいろな働き方の選択範囲を拡大することが重要であると方針を転換して、副業・兼業を認めているところであります。

ただし、当社としては、副業・兼業が監査業務に影響を及ぼさないことなどの諸条件を満たした場合に、個別に認めています。

また、当社が目指す働き方の多様性として、時間や場所にとらわれない働き方を考え、テレワークを継続的に実施しております。ただし、情報セキュリティの観点から不適切な場所でのテレワークは認めておりません。

なお、職位別のテレワーク実施状況は以下のとおりであります。

テレワーク実施状況（%）

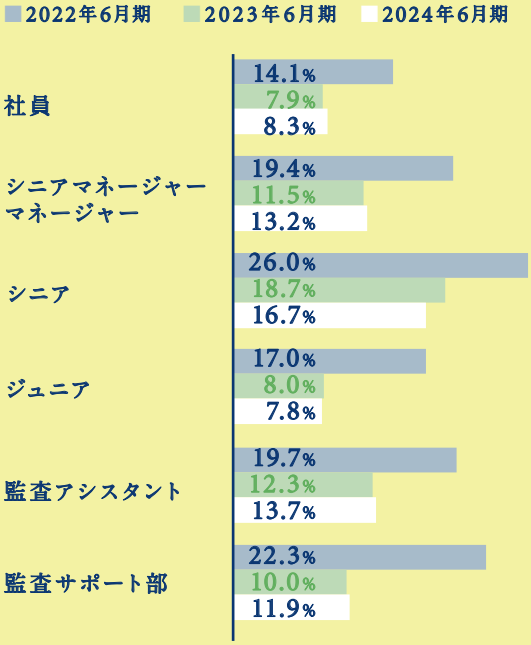

さらに、時差出勤なども可能なものとして、当社はスライドワーク制度も採用しております。2023 年 6 月期では、職員のうち 2.4%の方がスライドワークを実施していましたが、現在では、子供の送り迎えに必要な方だけが利用している状況であります。

スライドワーク実施状況（%）

スライドワーク比率

このように、当社はクライアントとのコミュニケーションや監査の品質に影響しない範囲で、働き方の多様性を継続的に実施しております。

当社では女性の場合、育児休業取得後は100%復帰しており、男性の場合でも育児休業の取得率は100%となっています。

育児休業後の復職率

2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
100%	100%	100%

男性の育児休業取得率

2024年6月期
100%

先にも述べたように、当社では無駄な作業は極力行わないこととし、生活設計の多様性を追求できるようにワークライフバランスを重視しています。この結果、当社の監査従事者の職位別年間平均執務時間は、下記のとおりの結果となっています。CPAAOBのモニタリングレポートによれば、前年の大手監査法人の年間執務時間が2,039時間、準大手監査法人が1,601時間であることから、当社の年間平均執務時間は準大手に近い状況であると言えます。2024年6月期では監査上の論点の検討に時間を要する監査業務が複数あったことが増加要因の一部になっていると思われますが、これは一時的なものであります。

当社は、各方面から外部機関によるモニタリングを受けていますが、その結果は重要な指摘事項はなく、当社のIT活用や監査ツール開発による監査業務の効率化がその結果を生んだものと考えております。

このことにより、残業の多い監査業界にあって、多大な残業をせずに、その結果、精神的圧迫を受けることなく心身ともに健康的な人生を過ごすことができる職場環境の整備をさらに進める方針であります。

当社の監査従事者の職位別年間平均執務時間

（残業時間を含む）

単位：h　■2022年6月期　■2023年6月期　□2024年6月期

	年間平均執務時間			平均執務時間（1日）		
社員	1,611h	1,603h	1,652h	7.1h	7.2h	7.4h
シニアマネージャー マネージャー	1,507h	1,609h	1,635h	6.9h	7.2h	7.3h
シニア	1,600h	1,532h	1,621h	7.4h	7.1h	7.3h
ジュニア	1,625h	1,625h	1,636h	7.3h	7.3h	7.3h
監査 アシスタント	1,532h	1,542h	1,553h	6.8h	6.8h	6.9h
監査 サポート部	1,720h	1,722h	1,655h	7.6h	7.7h	7.3h

（注）1.執務時間には、管理業務・研修時間を含み、具体的な業務の割り当てのない時間及び休憩時間は含みません。
2.監査アシスタントの役割は、監査業務部に所属し、一定の研修の下に当社の監査業務のサポートを行うことで、判断を伴わない業務を行うことにより、専門家による判断業務への集中化と効率化に貢献しています。また、経験値が高い方はインチャージ業務もしています。

さらに人生を充実したものにするためには、有給休暇の使用が重要であると考えています。なかなか自ら有給休暇を申請しない職員もいるため、有給休暇取得推奨を行っております。その結果、当社では80%程度の取得率を実現しております。

1人当たり有給休暇取得日数及び取得率

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
取得日数（日）	16	17	18
取得率（%）	85.1	79.0	77.8

監査法人として、さらに社会環境の変化に対処するためには、有資格者の種類も多様性が必要であると考えています。資格としての多様性の観点から、当社での日本の公認会計士以外の資格保有者の人数は以下のようになっており、多面的な意見交換及び当社の委員会活動を通じて、監査業務に貢献しています。

また、特に近年のIPO関連監査需要の増大等に対応できるように、認定IPOプロフェッショナルの検定試験受験を推奨しており、資格取得者が増えております。当社では、IPOプロフェッショナル検定合格をIPO業務に関与する条件にしています。

日本の公認会計士以外の資格保有者の人数

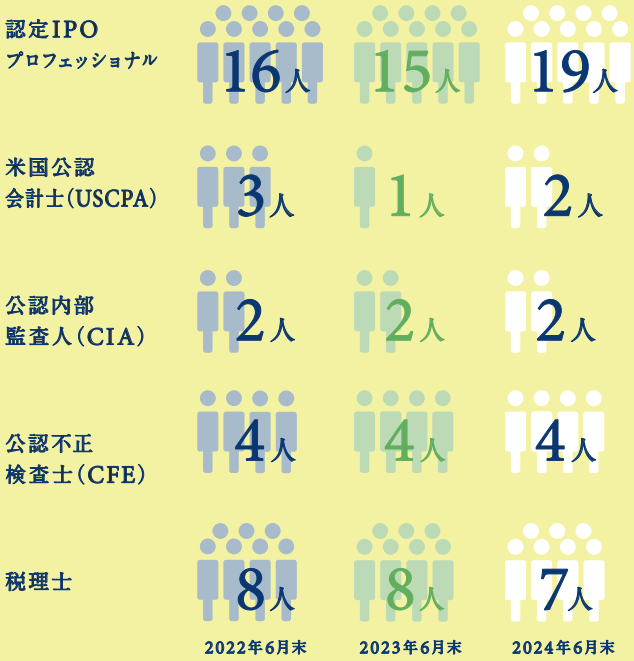

当社では、構成員との対話を重視しており、理事長をはじめとする理事からは、当社の監査に従事する構成員に対して、定期的に又は必要と認めた都度監査品質の重要性についてメッセージを発信しています。

また、公認会計士の監査業界からの流出を防止する観点から、監査チーム内のコミュニケーションを重視しております。

一日中パソコンを前に無言で作業していては、監査の面白さに気が付くことはないと思われるため、チーム内での深いコミュニケーションを実践し、監査業務の難しさや考えるべき事象等を議論しながら業務を遂行することにより、公認会計士しかできない監査のやりがいに気が付いてもらいたいと考えております。

そのためにも、監査チーム内でのコミュニケーションでは、決して業務執行社員が監査判断を押し付けないで、監査チームメンバー全員の合意が得られるまで活発な議論を交わす風土が人材育成に重要だと認識しており、社員会においても理事長から繰り返し伝えられています。

監査チームも人の集合になりますから、人の相性もあり、コミュニケーションによる人材育成という企業文化の定着が図られない場合もあります。

このため、人の相性については組織運営委員会で、全体を見渡しながら監査チームの組成に工夫を凝らすことや、採用委員会のメンバーによるジュニアに対するメンター制度で「As is-To be ギャップ（現状と理想のギャップ）」を解消するように、個別にメンタリングを行うことにより働きやすい環境の整備に努めています。

また、健康を維持することが重要であることから、当社と提携している医療機関において毎年１回は定期健康診断を受診することとしています。

近年は社会全体においてメンタル面で体調を崩している方が多いことから、特に注意を払っており、毎年８月から９月にかけてストレスチェックを実施しています。

その結果、希望する者には産業医と面談の機会を設け、構成員の健康面に十分に配慮することとしています。

健康診断実施状況

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
対象者	77人	83人	91人
実施者	75人	78人	88人
実施比率	97.4%	94.0%	96.7%

非常勤者に対する考え方

監査業界では、上場会社の59%が3月決算に集中しており、常勤者だけで監査業務を行い得るような人的基盤を充実させることは厳しいため、非常勤者の活用も行われています。しかしながら、当社では監査チームにおける非常勤者への依存度は全体では15%前後で推移しています。

下表のとおり東京以外での非常勤者の割合は非常に高い結果となっていますが、地方在住の公認会計士の数が少ないのが実情であります。CPAAOBのモニタリングレポートによれば、2024年3月末時点で全体の公認会計士35,532人のうち20,991人が東京に集中しており、近畿、東海及び神奈川を除く地方では6,518人しかおりません。

このため、東京以外での業務は地方オフィスだけで完結することが理想像ではありますが、それまでの相当の期間は地方においては非常勤者のウエイトが高くなる傾向が続くと考えております。

非常勤者割合(%)

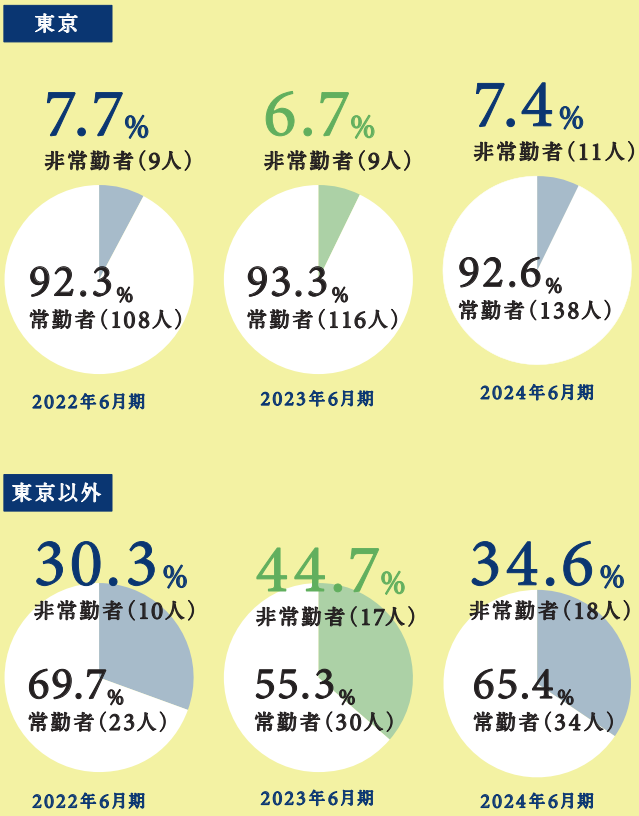

非常勤者は、当社固有の研修テーマ（定期的な検証の結果等）については当社主催の研修受講を必須としています。

情報セキュリティの観点から使用するパソコンは当社で非常勤者用に設定したパソコンを貸与し使用していますので、情報セキュリティは常勤者と同様となっております。

非常勤者に対する人事考課基準を設定しており、アサインされた監査チームの業務執行社員によって人事考課が実施され、当社の事業年度開始日における契約更改時点で報酬に反映されるシステムになっています。

当社としては、東京、大阪及び札幌以外では監査業務従事者が不足気味であることから非常勤者の採用もありますが、東京においては公認会計士という同業者の多様な働き方に対して応援可能な範囲で採用するという考え方であります。

監査業務に対するクライアントの規模や特性を踏まえた人材投入

当社では毎月の人員数と当社の業務遂行上必要な時間とを対比しており、人材不足となって監査業務に支障が出たり、ワークライフバランスが崩れたりしないように注視しております。

当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。この結果、アサインメントの一元管理を行い、全体の業務の平準化を目指した取組みを行っています。

適切な監査を実施するに当たり、必要な専門要員の配置は必要不可欠であります。この必要な専門要員の中にはITの専門家も含まれています。人材の採用活動を継続的に行っており、当社の規模に応じた人材を確保しております。

専門要員の推移

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
社員	37人	49人	51人
公認会計士	31人	27人	30人
試験合格者	40人	38人	46人
監査アシスタント	20人	30人	33人
その他	13人	12人	12人
計	141人	156人	172人

ダイバーシティ

女性の活躍推進が当社の持続的成長のために必要不可欠であります。内閣府から「女性活躍とSDGs～サステナビリティの実現に向けて」というリーフレットが公表されていますが、当社の経営でも多様性を意識しております。

当社に入社した方は極力、業務執行社員としてEP又はKAPとして活躍してほしいという方針、時間短縮勤務、さらには産休や育休を取りやすい環境を整備していることなどから、他の一般事業会社と比較しますと、より女性が活躍しやすい職場であると考えております。

公認会計士登録者全体に占める割合は毎年増加しており、2023年12月末では15.4%であります。当社の社員からシニアまでの女性公認会計士の占める割合は15.7%であり、日本全体の水準を幾らか上回った比率となっています。

男女共同参画は重要であると認識しており、今後も継続的に女性の社員比率向上に努めていきます。当社では女性の社員も増加し、また理事も誕生しておりますが、以前のジュニアクラスの女性採用が少なかったため、シニアクラスでの女性比率が低くなっています。

各職位における女性比率

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
社員	3%	2%	4%
シニアマネージャー・マネージャー	28%	29%	33%
シニア	33%	31%	13%
ジュニア	16%	11%	23%
監査アシスタント	100%	100%	100%
監査サポート部	33%	36%	31%
全体	30%	32%	30%

※ジュニアの女性比率が2023年まで低下していたのは、女性採用者が意図せずに少なかったことによるものであります。

4.IT基盤

IT基盤の整備状況

ITインフラの整備及び運用については「情報システム管理規程」及び「情報システム管理マニュアル」に基づいて監査サポート部のITサポートグループが所管しています。

当社では、2019年3月よりトライアルを開始し、2020年より全ての監査業務に電子監査調書システム「Caseware Working Papers」(Caseware International Inc.)を導入し、ほぼ全ての監査調書を電子化しています。また、全職員(非常勤者も含む。)に貸与している物理PC(ノートPC)の紛失による情報漏洩への対策及びリモートワーク環境整備として、クラウド環境での仮想PC利用へ移行し、物理PCへデータを残さない運用を実施しています。

しかしながらCaseware Working Papersでは、システムの一部について当社での使用に適合しないことが判明したため、電子調書システムの自社開発を行うことを意思決定し、2024年度末には新システムに移行を開始する計画であります。また、その際には仮想PCではなくセキュリティを確保した物理PCに全面移行する計画であります。

また、クラウド環境でファイルサーバ、監査データサーバ、ディレクトリサーバ等を運用し、日次で国内サイトへのバックアップを実施することで、ハードウェア等の故障、自然災害等による監査データ及び管理データの消去並びにサービス停止のリスクを低減するとともに、業務を継続する体制を整備しています。

あわせて2020年3月より、コミュニケーションツール(グループウェア、オンライン会議、チャット、データ共有サイト)も積極的に活用するなど、当社では社会環境や働き方の変化への柔軟な対応、効率的な業務時間の使い方を追求しており、そのためのIT関連投資金額を年々増加する傾向があります。

なお、仮想デスクトップ使用料の支払いが外貨建てであることから、2024年6月期は円安により、IT関連投資が増加しております。

IT関連投資金額

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
IT関連投資金額	32,783千円	44,063千円	52,384千円

また、監査実務で時間の掛かる残高確認については、電子データ活用の流れがあるため、会計監査確認センターを活用することにより、監査時間の短縮を試みています。来年度は、さらに拡大していきたいと考えています。

会計監査確認センター(Balance Gateway)※利用数

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
会社数	1社	1社	5社
確認件数	20件	12件	81件

※2018年に4大監査法人の共同出資により設立した
会計監査確認センター合同会社が提供する残高確認オンラインサービスです。

DX(デジタルトランスフォーメーション)を利用した会計監査の利点は、効率性の向上、正確性の向上、リアルタイムのデータ利用、リスクの早期検出等が考えられます。ただし、デジタルテクノロジーを活用する際には、セキュリティやプライバシーのリスクに対処する必要がありますので、将来の課題としています。

このような昨今の時代の流れに対応するため、IT基盤充実のための人材確保は重要であります。当社の専門要員は、ITサポートグループメンバーを中心に下記のような資格を保有しております。

IT関連資格保有状況

公認情報システム監査人（CISA）

公認情報セキュリティマネージャー（CISM）

情報セキュリティ監査人補（CAIS-Assistant）

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員補

ISMS クラウドセキュリティ（ISMS-CLS）審査員

国際認定CAATs技術者（ICCP）

社会環境の変化へのデジタル対応

当社では、社会環境の変化に対応できる会計監査を提供し、高い品質と効率性を実現するための取組みを行っています。そのための検討は監査ツール委員会が中心となり、とりわけデータ解析による監査実務のデジタル対応を推進しています。

従来のサンプリングによる会計取引母集団の仮説検定手法から、データ解析による検証手法に移行しています。これを契機に、監査実務のデジタル化を進めております。そのための検討は、監査ツール委員会が中心となり行っています。

監査ツール委員会にほぼ専任するメンバーが中心となり、データ解析によるデジタル対応監査を行うべく検討を継続しております。具体的には、データ入手と高度な統計的分析の自動化及び異常点の絞り込みをシステム化することで、作業時間の効率化を図っています。

社会環境変化に対応するための検討会開催状況

監査ツール委員会の人数

検討時間

この結果、当社ではデータ分析手法を利用した会計監査を上場会社等に適用する考えに至り、2020年度においては、おおよそ4分の1の上場クライアントで実施しました。それをさらに進め、2021年度からはすべての上場会社で実施しております。

データ分析手法を利用するためには、実際に監査現場で働く公認会計士等が実施できなければならないという考えの下、監査従事者に対してデータ分析手法の研修を行っております。この結果、データ分析手法研修の時間は従前より増加していましたが、2024年6月期の研修時間が減少しているのは、実務でかなり浸透してきたこともあり、データ分析手法研修受講が必要なメンバーが少なくなってきたことによるものであります。

データ分析技術研修時間

モダンエクセル研修ほか

IT関連の監査業務は、ITサポートグループに所属する者だけが実施するものではないため、監査従事者に対してもIT関連の研修が重要であると認識しています。そのため、公認会計士等の監査従事者に対してもIT関連の研修を実施してDX対応を図っています。

IT関連研修時間

IT関連の研修状況

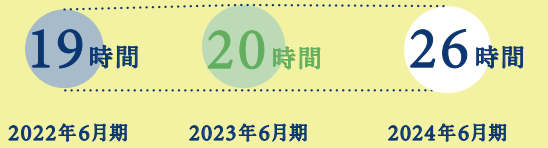

業務の標準化と自動化による効率化

監査業務における作業の標準化や自動化を推進し、データの入手から加工、分析業務等の作業時間の効率化を図っています。当社では、スピーダ（株式会社ユーザベース）を利用し、有価証券報告書等で公開された各上場企業の財務数値等を用いたデータ分析を標準化いたしました。

さらに、データの取得から分析結果を各監査チームへ提供するまでの一連業務を監査アシスタント業務として一元化することで、全ての上場会社監査業務に対し効率的にアウトプットを提供し、作業時間を短縮しています。

DXを利用した会計監査

DXを利用した会計監査は、デジタル技術とデータ分析を活用して、会計情報を効率的かつ正確に評価し、企業の財務報告や会計プロセスの信頼性を検証するプロセスです。当社では、データ解析を含むデジタル技術の進化を監査業務に活用し、効率的で深度ある監査手続を実施するための体制を整えています。

監査手続において利用しているデジタルツール

リスク評価手続	・不正リスクスコアリングツール ・スピーダ ・データ分析ツール（PowerBI、モダンExcel）
リスク対応手続	・CAATツール（ACL） ・サンプリングツール ・プロパティ情報一括取得ツール ・監査調書作成アシストツール

a. 不正リスクスコアリングツール（自社開発）

AI技術を利用した取組みとして、不正リスクスコアリングツールを開発いたしました。

過去10年以上の全上場会社の有価証券報告書及び不正事例を学習し、不正事例との財務数値等の類似性に応じて企業が不正を行う可能性をモデル化することで、不正リスクを数値化し、監査契約の新規受嘱におけるリスク評価等に活用しています。現在、スコアを高めている要因を各勘定科目レベルにまで落とし込むことが可能となるよう改良を進めており、今後、監査の現場における不正リスク評価をより有効かつ効率的に実施されることが期待できます。

b. データ分析ツール

データをビジュアル化するBIツールとして、Power BI(Microsoft Corporation)を利用しています。財務数値を自動で取り込みビジュアル化することで、クライアントの状況を適時かつ効率的に把握することが可能となります。また、モダンExcel(Power Query、Power Pivot)の活用事例を作成し、より深度あるデータ分析の実施を図っています。最近では、BIツールよりもモダンExcel(Power Query、Power Pivot)の活用を進めています。

c. CAAT(コンピュータ利用監査技法)ツール

異常性のある仕訳入力を抽出するためのツールとして、ACL Analytics(ACL Services Ltd.)を全上場会社監査業務で利用しています。ACLではスクリプトによってデータ加工や抽出作業を自動化できるため、クライアントの膨大な仕訳データからも効率的に異常項目を抽出することが可能です。

d. サンプリングツール(自社開発)

自社開発した監査サンプリングツールを利用しています。独自考案した金額単位サンプリングの手法を取り入れたことで、膨大な取引データでもリスク評価の結果や対象データの金額規模に応じた必要件数を瞬時に抽出することが可能です。また、シード値による再現性も確保することで恣意的な抽出を防止しています。

e. プロパティ情報一括取得ツール(自社開発)

複数のPDFファイルのプロパティ情報を一括で抽出するツールを開発いたしました。通常の業務フローでは想定されないプロパティ情報を持つファイルを特定するなど、証憑の改竄リスクへの対応を含め、監査証拠の信頼性を検証する目的に利用しています。

f. 監査調書作成アシストツール(自社開発)

監査手続として実施した証憑突合の証跡や、数値間のリファレンスなど、監査調書には多くの記録を正確に残すことが必要です。当社ではこれを支援するためのExcelアドインを自社開発し、監査調書を効率的に作成しています。

情報セキュリティ

デジタル社会の下では情報セキュリティの確保が必須であると考えています。当社では、以下のとおり情報セキュリティ対応を行っています。

a. 情報セキュリティ方針と体制

情報セキュリティの方針については、「情報システム管理規程」で規定するとともに、情報セキュリティに係る担当部署、責任者、インシデント発生時の対応手続など、情報セキュリティに係る個々の管理策を「情報システム管理マニュアル」で規定しています。また、年次で全社員及び職員(非常勤者も含む。)から情報セキュリティポリシー遵守に係る「宣誓書」を入手し、情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認しています。あわせて、年次で社員及び職員(非常勤者も含む。)の物理PC及び仮想PCに対してITサポートグループがサンプリングによるセキュリティチェックを行い、情報セキュリティポリシー遵守状況を確認するとともに、年次で情報セキュリティ教育を実施することで、全社員及び職員(非常勤者も含む。)のセキュリティ意識を向上させています。

さらに、全構成員に対して、標的型攻撃を想定したメールを送信し、開いてしまった対象者への研修を行うことで、セキュリティ意識の向上を図る訓練を年2回の頻度で実施しています。

また、2021年10月に金融庁主催の「令和3年度 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VI)」に参加しています。

b.外部及び内部からの不正アクセスへの対策（デジタル技術を活用したサイバーセキュリティ対策）

外部ネットワークとの社内及びクラウド環境接続部に、統合脅威管理装置を設置するとともに、地方オフィスを含めクラウド環境（仮想PCを含む。）への接続は東京オフィスを経由した専用回線により通信を暗号化して行っています。同様に、物理PCから通信端末経由でのクラウド環境への接続についても、専用ソフトウェアにより通信を暗号化しています。また、各オフィスにおける無線LANの利用時にもパスワードで利用者を制限し通信を暗号化しています。これらの対策により、外部からの不正アクセスから社内ネットワークを効果的かつ包括的に保護しています。

標的型メール攻撃、マルウェア感染等による情報漏洩防止のため、物理PC及び仮想PC並びに各サーバに対し、マルウェア対策ソフトウェア、資産管理及びログ収集ソフトウェアをインストールし、外部からの不正アクセスを検知及びマルウェアの隔離を行うとともに、操作履歴のモニタリングを行っています。また、各オペレーティングシステム及び利用しているソフトウェアの自動更新を有効にすることで常に最新のバージョンに保ち、マルウェア感染のリスクを低減しています。

電子メールサービスにおいても、スパムメール、迷惑メールフィルタリングだけでなく、ビジネス詐欺メール及びランサムウェア等の未知の不正プログラムの検知、隔離、排除まで行う仕組みを導入し、かつ電子メールの送受信についてフィルタリングを行い、不審なプログラムの授受がないか常時監視しています。あわせて、クライアント等とデータのやり取りを電子メールで行う場合、電子メールの誤送信及び情報漏洩の対策として、メール送信時の添付ファイルのURLダウンロード及び復号パスワードの後送を実施しています。

内部からの情報の不正取得、改竄、なりすまし防止のため、社員及び職員（非常勤者も含む。）の入退社時にチェックリストを作成し、ログインアカウント等の登録、削除を漏れなく実施する体制を整備し、かつ物理PC起動時に生体認証若しくは複雑性を担保したパスワード及びスクリーンセイバーロックを設定しています。また、全社員及び職員（非常勤者も含む。）に対して、担当クライアントのデータのみを閲覧可能とするために、定期的にアクセス権の見直しを行っています。

c.ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の取得

当社では、情報セキュリティ強化の一環として、2023年12月29日付けにて、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の国際規格（ISO/IEC 27001：2022）の認証を取得いたしました（認証番号：GIJP-1194-IC）。

ISMSでは、毎年運用計画を策定し、情報セキュリティ方針・情報資産の見直し、リスク評価を行い、リスク評価の結果に基づいてリスク対応策を実施しております。

リスク対応策の運用状況は、内部監査担当者（2名）による内部監査を実施し、理事長へ結果報告がされています。また、独立したISMS認証機関による審査を毎年受審しております。

今後の取組み

現在、電子監査調書システムの自社開発を進めています。新システム開発の目的は、監査業務の進捗状況を可視化し、手続の実施漏れを防止するための仕組みなどを構築することで、更なる監査品質の向上及び監査手続の効率化を進めることにあります。

また、当社ではAI技術を活用した売上データの異常検知ツールや証憑書類改竄検知ツール、生成AIを利用した、監査・会計分野におけるチャットボットなど、次世代技術の調査にも積極的に取り組んでいます。

さらに、2024年度より、情報セキュリティ監査サービスを開始しております。

昨今では情報セキュリティの重要性の高まりが認識されています。このため、当社でも情報セキュリティ監査サービス提供が可能な体制を整備しております。

以下に提供可能な基準等として記載した外部基準や、社内のセキュリティ規程・ポリシー等の内部基準を利用して適合性や遵守状況を評価します。外部目的の保証型監査や内部目的の助言型監査、組織全体の監査や特定部門・拠点の監査など多様な監査ニーズに対応しております。

当社の情報セキュリティ監査サービスは、経済産業省の情報セキュリティサービス基準に基づき、一定の技術要件及び品質管理要件を満たした情報セキュリティサービスを登録・公開する制度である「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」における「情報セキュリティサービス台帳」に登録されております（サービス登録番号：020-0030-10）。

提供可能な情報セキュリティに係る基準等としては、以下のものがあげられます。

- JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)
- JIS Q 27002(ISO/IEC 27002)
- JIS Q 27017(ISO/IEC 27017)
- 政府統一基準 令和3年度版
（内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター）
- 情報セキュリティ管理基準（経済産業省）
- クラウド情報セキュリティ管理基準
（日本セキュリティ監査協会）

情報セキュリティ監査サービスだけでなく、受託業務に係る内部統制保証報告サービスも行っております。

近年のクラウド形態でのサービス提供の広まりにより、サービス提供会社に対する受託業務に係る内部統制保証報告書発行のニーズが高まっておりますので、当社でも、保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」（日本公認会計士協会）に基づく保証報告書の発行が可能な体制を整備しております。

5.財務基盤

報酬依存度に関するサステナビリティ

独立性の問題で特定のクライアントに対する依存度が高い場合は、将来において監査業務を自ら辞退しなければならなくなります。「経営管理の状況等　1. 品質管理基盤　職業倫理及び独立性」において記載されていますが、当社は、15％ルールには抵触しておらず、監査業務の報酬依存度に関するサステナビリティでの危惧はありません。なお、進行年度の2025年6月期においては10％前後になる見込みであります。

有限責任監査法人と無限責任監査法人の区分

当社では、会計監査に対する業務執行社員が責任をもって監査業務を行うことが重要であると考えております。監査品質を継続して向上させるためには、業務執行社員が緊張感をもって業務に当たり、適切な監査報告書の発行ができなかった場合には、自ら責任をとるという心構えが重要であると認識しています。

このため、緊張感をもって監査業務を執行してもらうために、当社は有限責任監査法人制度を採用しております。

公認会計士職業賠償責任保険加入の状況

当社は、公認会計士職業賠償責任保険に保証限度額1請求当たり30億円、保険期間中の保証限度額40億円、サイバーリスク保険に賠償保証額1億円の保険に加入しております。

財務データ

当社の貸借対照表及び損益計算書は次のようになっております。注記等を含めた財務諸表は、監査報告書付きで「業務及び財産の状況に関する説明書類」（公認会計士法施行規則第93条に基づく開示書類）において開示しており、当社のホームページ及び日本公認会計士協会のホームページで閲覧することができます。

貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額		科目	金額	
	2023年6月期	2024年6月期		2023年6月期	2024年6月期
流動資産	454,717	558,769	流動負債	239,644	315,210
現金及び預金	366,224	462,284	一年以内返済予定借入金	42,356	35,692
業務未収入金及び契約資産	47,037	79,888	未払金	67,101	95,405
未成業務支出金	1,933	901	未払法人税等	1,643	35,737
その他流動資産	39,831	16,195	未払消費税等	32,591	54,899
貸倒引当金	△310	△500	契約負債	41,211	53,876
固定資産	196,825	209,167	預り金	45,241	28,849
有形固定資産	59,759	52,069	賞与引当金	9,500	10,750
建物附属設備	42,569	39,322	固定負債	234,437	226,132
器具及び備品	17,190	12,747	長期借入金	90,592	54,900
無形固定資産	3,666	11,486	退職関係引当金	125,585	152,972
ソフトウェア	3,424	1,847	その他の固定負債	18,260	18,260
その他	241	9,638	負債合計	474,081	541,342
投資その他の資産	133,399	145,611	資本金	50,000	80,000
長期預け金	90,000	100,000	資本剰余金	71,883	53,883
繰延税金資産	13,595	16,974	利益剰余金	55,576	92,710
その他	29,803	28,636	純資産合計	177,460	226,594
資産合計	651,542	767,936	負債及び純資産合計	651,542	767,936

損益計算書

（単位：千円）

科目	金額		
	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
業務収入	1,892,824	2,068,361	2,345,020
業務費用			
人件費	1,591,570	1,659,284	1,877,113
賃貸施設関連費用	81,091	116,663	117,519
研修関連費用	11,499	9,915	13,633
IT及び通信費	72,433	91,674	98,045
その他業務費用	132,420	160,087	166,953
業務費用合計	1,889,015	2,037,626	2,273,265
期首未成業務支出金	—	4,810	1,933
期末未成業務支出金	△4,810	△1,933	△901
業務費用計	1,884,205	2,040,503	2,274,298
営業利益	8,618	27,858	70,722
営業外収益	268	318	301
営業外費用	3,908	2,613	1,530
経常利益	4,978	25,564	69,493
特別損失	–	12,795	–
税引前当期純利益	4,978	12,769	69,493
法人税、住民税及び事業税	40,760	2,108	35,738
法人税等調整額	△22,926	3,462	△3,379
当期純利益	△12,855	7,197	37,133

※2022年6月期と2023年6月期における営業外費用の多くは、ウクライナに所在するメンバーファームに対する寄付金であります。

6.国際対応基盤

当社の国際的グループへの加盟状況

当社は2015年2月6日に世界第13位(2023年9月時点)の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・グローバル（Kreston Global）にメンバーとして加盟しました。Kreston Globalは、世界114か国に160のファーム、総勢27,000名を超えるプロフェッショナルスタッフを擁するグローバルネットワークであり、監査、税務、アドバイザリー（コーポレートファイナンス）、リスクコンサルティングサービス等を提供しています。

また、Kreston Globalは、中小規模の事業会社及びミッドマーケット市場における信頼できるアドバイザーであり、独立した会計プロフェッショナルの国際ネットワークを通じて、ビジネス上の目標・要望を達成する支援を行っています。また、会計プロフェッショナルは信頼性、継続性、イノベーションに基づき、クライアントとの関係構築を行っています。当社は各国に所属する他のKreston Globalのメンバーファームと互いに連携することでクライアントの海外進出をはじめとする様々なニーズに対応でき、グローバルな視点を持った高品質な監査サービスの提供が可能となっています。

年に1回のワールドカンファレンスと当社が属するアジア・パシフィックカンファレンスがあります。当社はアジア・パシフィックカンファレンスに継続的に参加しています。また、2024年の11月にはワールドカンファレンスに出席する予定であります。

また、Kreston Globalは、年間を通じてメンバーファーム向けに、監査・品質管理に関する国際基準、IFRS基準の最新情報、倫理・タックス等の規定に関するガイダンスなど多くの研修コースやマニュアル及びツールを提供しています。また、事業開発や顧客管理のトレーニングも提供しており、2023年からコネクテッド・リーダーシップ・プログラムを開始しています。

また、最近ではサステナビリティに関する国際情報提供がなされていますので、サステナビリティ委員会が中心に情報収集を行っています。

グローバルネットワークに属することにより、主に情報収集を中心にクレストン・グローバルを活用していますが、監査用マニュアル類や監査用ツールは強制ではなく、当社の独自性に鑑みて利用していません。このように、Kreston Globalとの契約は、当社に大きな制約があるものではありませんが、ワールドカンファレンスと当社が属するアジア・パシフィックカンファレンスのいずれかに出席する義務はあります。

ジャパンデスク

ジャパンデスクとしては、海外のクレストンメンバーからの問合せを当社の国際委員会が受け付けていますが、海外からのリファードワーク（グループからの依頼業務）には注力しておりません。

グループ監査への対応状況

監査基準においては、グループ監査への対応が要求されています。すなわち、監査指示書の送付だけでなく、海外の監査人とのミーティングや監査調書のレビュー等が必要不可欠なものとなってきています。

海外の監査人とのミーティングは、監査計画段階・監査の実施段階・監査結果のまとめ段階などそれぞれの時点で、往査やZoomなどによるビデオ会議あるいはEメールなどで実施されます。特に、進行年度の2025年6月期においては、グループ監査に係る監査基準報告書の改正に対応する必要がありますが、クライアントとの早期の調整も必要であることから、海外の構成単位とのコミュニケーションがポイントになります。

当社では、英語だけでなく中国語も対応可能な人員を擁しており、海外の監査人とのコミュニケーションも円滑に進められる体制が整っています。

また、過去複数期間の海外拠点の財務数値を基礎として、当社の監査ツール委員会が独自に開発した趨勢分析及び異常点解析ツールを使用し、不正リスクの評価に役立てています。これは、重要な拠点に限らず行うことを基本としています。

なお、海外の監査人は、必ずしもKreston Globalに加盟している監査人に限っているわけではなくBig4のネットワークを利用している場合もあります。

当社内には海外勤務経験者は数名在籍しているものの、当社に転職する前の経験者であり、当社が所属するKreston Globalのメンバーファームに出向させた実績はありません。これは、今後の課題として受け止めています。

社員及びマネージャーに占める海外赴任経験者数

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
人　数	2人	4人	6人

当社は海外のメンバーファームに出向させていませんので、海外現地での日本語対応はできていない状況にあります。しかしながら、クライアントの海外の重要な拠点や現地の監査人との密接なコミュニケーションが必要であることから、外国語によるビジネス会話に対応可能な者を増やすようにしております。

この結果、外国語によるビジネス会話対応可能者人数は、以下のようになっております。

言語	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
英語	31	31	37
中国語	4	2	7
韓国語	2	1	1

※英語は、Versantの結果、一定の会話レベルの者及びTOEICが800点以上の者を集計しています。Versantとは、高度な言語認識・自動採点システムを利用しスマホやパソコンがあれば、日時や場所を問わず受験ができます。国内外のグローバル企業での採用のほか、米国防総省などの政府機関でもそのシステムが導入されている信頼性の高いテストです。

クレストン・アジア・パシフィックカンファレンスへの参加

2023年7月にアジア・パシフィックカンファレンスに3名の社員が出席しました。そこでは、最新の会計・監査・ESG等の情報交換が行われました。

2023年11月には、将来の国際的にコネクト可能なリーダー育成目的により、Kreston Globalのコネクテッド・リーダーシッププログラム2023に1名を派遣しています。この対象者は、新任のパートナーやディレクタークラスで、より大きな業務、クライアント又はチームのリーダーシップを担おうとしている者を対象にして、6～8か月にわたるプログラムであります。

このプログラムは、持続可能な思考を開発する必要性を理解し、ネットワーク全体で共有されているKreston Globalの目的を共有し、国際的な環境で活躍するリーダーを育成するのが目的であり、ロンドンで実施されました。

2024年7月においてはアジア・パシフィックカンファレンスに2名の社員が出席し、11月にはワールドカンファレンスに別の2名の社員が出席する予定です。

4

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
原則1　監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	**原則1　監査法人が果たすべき役割** 当社の目的は、公正で厳格な監査を適正な費用で提供することにより、企業の財務情報への信頼性の付与と安心できる社会の実現に向け、企業の長期的な成長と発展をサポートすることであります。 日本経済の活性化に監査を通じて貢献することが、当社の社会的役割であると考えております。 また、業務執行社員が補助者の意見を受け入れる風土を重視しており、業務執行社員が単独でクライアントとの打ち合わせを行い、会計処理等を決めてしまうことは禁止しています。 さらに、会計監査の品質を持続的に向上させるために、独自の研修プログラムを作成しています。	p.4　はじめに p.14　3.経営管理の状況等 p.14　1.品質管理基盤 p.33　3.人的基盤 p.35　監査従事者に対する研修状況と人事考課
1−1．監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	**トップの姿勢** 当社では、会計監査の品質の持続的な向上のために、理事長がその経営理念を社内の関係者に向けて伝達しており、その結果を受けて、社員及び職員がそれぞれの役割を主体的に果たしております。	p.15　ガバナンス及びリーダーシップ
1−2．監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	**共通の価値観と行動指針** 当社では、定期的に理事長からのアナウンスが全員になされ、当社が果たすべき社会的役割等について理事長の考え方が発信されております。 また、それを実践する考え方や行動指針に関してはスタッフマニュアルにおいて示されています。	p.15　ガバナンス及びリーダーシップ
1−3．監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	**専門的職員への動機付け** 当社では、ワークライフバランスを達成するだけでなく、監査業務に対する士気の低下防止策を、対話を通じて実施しております。また、個別の監査業務においてもチームミーティングを通じて、常に職業的懐疑心や職業的専門家としての監査への取組みを保持し発揮できるようにしております。	p.37　多様な働き方とワークライフバランスの実践

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
1−4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	**開放的な組織文化・風土** 当社は、監査業務に携わる監査チームのメンバーはその経験値に応じた業務を行っており、業務報告を通じて、会計事象に関する問題点の議論が自由に行える環境を整備するように社員に理事長からの指示がなされており、決して監査チームの上位者が判断を押し付けるようなことは決してないように指導がなされています。	p.37 多様な働き方とワークライフバランスの実践
1−5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	**非監査業務（グループ内含む）の位置づけ** 当社は、監査業務をはじめとした保証業務を主たる目的にしており、監査業務周辺の合意された手続業務（以下「AUP」という。）を除く、いわゆるコンサルティング業務については、積極的には実施しない方針であります。 しかしながら、構成員のコンサルティング能力の獲得要望もあることから、その機会がある場合には、監査業務に支障が生じない範囲において実施することとしております。 また、当社の構成員（非常勤者を含む。）が兼業・副業を希望する場合には、監査業務に支障がでないことを前提に個別事情やその状況など、利益相反や独立性に抵触しないことが確認できるように監査サポート部の品質管理グループを経由して理事長に申請されています。	p.7 非監査業務の位置づけ p.37 多様な働き方とワークライフバランスの実践
1−6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	**グローバルネットワークやグループ法人との関係性** 当社はKreston Globalに加盟していますが、グループ経営を行っている法人はありません。 Kreston Globalからは人材育成プログラムの提供や最新ニュース等の提供を受けており、監査に関連する問題等に係る国際的な潮流情報を入手することを加盟の主たる目的としています。 また、Kreston Globalが提供している監査業務用のツールは、当社の独自性に鑑みて利用しない方針であります。	p.50 6.国際対応基盤 当社の国際的グループへの加盟状況

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
原則2　監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	**原則2　組織体制の強化** 一般事業会社の取締役会に相当する理事会が、経営の方向性並びに業務運営方針を決定する意思決定機関として、また、同時に執行機関として位置付けられ実行しております。 ただし、ガバナンスの観点からも理事会だけで実行できる項目は限定されており、最終的な意思決定機関は社員会となっております。	p.30 2.組織・ガバナンス基盤 組織図 社員会 p.31 理事会（経営執行機関）
2−1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	**組織的な運営** 当社では、理事会によってマネジメントが実践されていますが、各理事は監査業務統括担当理事・品質管理担当理事・事務管理統括担当理事ほかのように担当業務を分けており、その全体を理事長が統括しています。 また、経営を担う理事が、業務執行社員との意思疎通を図ることにより、個別の監査業務の執行を監視するという組織的な運営を実践しております。 さらに、理事会の上位に位置する社員会が監事会とともに、理事会及び理事長の経営を監視するというガバナンス体制をとっています。	p.31 理事会（経営執行機関）
2−2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	**重要な業務運営における経営機関の役割** 当社では、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営方針を理事会で決定しております。 その方針とその実践状況として以下のような事項を示すことができます。	p.31 理事会（経営執行機関）
●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	●重要な事象に対する監査判断を誤ることがないような審査体制を構築しており、項目によって判断できる専門家への問合せを義務付けております。	p.20 業務の実施 p.26 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	●クライアントとはその社会経済や経営環境のヒアリングを行い、共通の認識の下にリスクを特定して、監査上のリスクを明確にする監査手法を採用しております。	p.20 業務の実施
●法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	●当社の重要な財産は、当社に帰属する人材であります。そのため、人材の士気を高めるような監査品質に対する評価に重点を置いた人事評価制度を整備・運用しております。	p.35 監査従事者に対する研修状況と人事考課
●監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのＩＴ基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	●監査においては、ITの活用が不可欠であるという認識の下に、IT専門家も監査チームに組み込んでおり、IT専門家以外の監査チームのメンバーもITを利用した監査ツールに関しての研修を受けさせております。監査手続の一環としてCAATアプリケーションを使用したり、数値をグラフ化し異常点を可視化するための分析ツールとしてBIソフトウェア及びモダンエクセルを利用したりしています。	p.42 4.IT基盤 p.44 DXを利用した会計監査
2−3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	**経営機関の構成員の選任** 当社では、理事の選任は3年に1度の総社員による選挙によっております。理事の選任基準として法人運営の根幹を担うことができ、法人運営を任せられるかどうかという判断によるものとされており、理事として選挙によって選ばれた社員が代表社員となります。 また、理事らが経営機能を十分に果たすことができるように、理事長及び品質管理担当理事は監査における業務執行社員を担っておりません。	p.30 当社の組織図 p.32 業務の品質管理に係る専任部署
原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	**原則3　経営機能の監督・評価** 当社の規模は大監査法人と比較してかなり小さく、構成員の業務内容まで目が行き届いておりますが、理事会による運営が適切であるかどうかを判断してもらうために監事会を設定しております。 なお、監事会のうち2名は、独立性を有する第三者を選任しております。	p.31 監事会 p.10 ボードメンバー等の略歴

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
3−1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	**監督・評価機関** 当社は、理事長及び理事会による監査法人の運営を監督・評価するための機関として、上位組織で社員会がありますが、独自の監督・評価機関として監事会を設置しております。	p.30 当社の組織図
3−2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	**独立性を有する第三者** 当社は、当社の規模に鑑みて監事会の構成員に独立性を有する第三者を選任しております。 独立性を有する第三者としては、当社に利害関係がなく主たる職業を有し、かつ監査業界に詳しい方を前提としています。 独立性を有する第三者には、次の項目に示すような役割を担ってもらっています。	p.10 ボードメンバー等の略歴 p.31 監事会
3−3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ●経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ●組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ●経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ●内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	**独立性を有する第三者の役割** 当社の理事長は、監事会より日常業務に関するヒアリングを受けることにより、下記の役割を担ってもらっています。 ● 理事会運営の実効性に関する評価 ●理事長による社員の評価及び報酬の決定過程 ●組織の規模に見合った理事会の構成人員と独立した第三者としての監事の選退任プロセスに対する意見 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針等に関する意見 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価 ●被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換方法に対する意見	p.31 監事会

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
3−4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	**監事会に対する情報提供** 当社では、監事会のうち1名が社員であるため、他の独立性を有する第三者である監事への情報提供は、監事会の中で実施されております。 また、独立性を有する第三者である監事が、理事会での協議内容を事前に十分に吟味できるように、理事会開催の一定期間前(2週間前)までに理事会での協議資料を送付しております。	p.10 ボードメンバー等の略歴 p.31 監事会
原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	**原則4　業務体制の整備** 当社では、当社の規模に見合った組織的な運営を実効的に行うために、理事間での意思疎通だけでなく、各監査業務を執行している業務執行社員との意思疎通を積極的に行うようにしております。 これは2か月に1度の社員会において双方向ミーティングによっております。 また、当社の重要な財産である人材には、積極的に投資するという経営方針であります。	p.30 社員会 p.33 3.人的基盤
4−1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	**会計監査の品質向上に向けた意見交換** 当社では、重要な監査上の問題点等については、理事会で品質管理担当理事から報告を受け、理事会で検討した結果等をすべての業務執行社員に社員会等を通じ伝達することにより、共通認識として浸透させております。 また、個別の監査業務に関する質問等は、品質管理担当理事が窓口となって、専門的な見解の問合せを実施し、意見交換を行うこととしております。	p.30 社員会 p.32 業務の品質管理に係る専任部署
4−2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	**法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針** 当社では、個別の監査チーム構成では偏りがないようなチーム編成を求めており、人事評価は業務を共に実施した複数の上位者によって考課が行われています。 人事考課に当たっては、各ポジションにあった評価項目が設けられており、適切な組織的監査を実施した者が評価されるものとなっております。	p.25 情報と伝達並びに業務運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分 p.35 監査従事者に対する研修状況と人事考課

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
4−3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ●法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ●法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ●法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ●法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	**人材育成の方針** 当社では、経験値の高い人材から低い人材までをバランスよく監査チーム編成することを心がけており、OJTを通じた監査に必要な懐疑心の発揮ができるような人材育成を行っております。 当社ではAUP業務や海外の提携先からの委託業務などの通常の監査業務とは異なった業務の経験は極力経験させるように心がけておりますが、監査に関連する団体以外の事業会社への出向は考えておりません。 構成員の過去の経験等は、組織運営委員会によって本人の希望も考慮しながら、計画的に活用することとしています。 また、テレワークやスライドワークの活用、さらにはMicrosoft365により円滑な連絡及び情報伝達やWeb会議を通じて効率的に業務を実施することにより、監査に限らない自己能力開発に取り組むことができる環境作りを行っているだけでなく、外部の研修機関と契約し、あらゆる分野の研修を受講できるようになっています。	p.33 人的基盤の充実に関する基本的な考え方 p.25 情報と伝達並びに業務運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分 p.37 多様な働き方とワークライフバランスの実践
4−4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	**被監査会社との間での十分な意見交換や議論** 全ての被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で、監査上のリスク等に関するコミュニケーションをとり、適切な監査リスクを特定して、十分な意見交換をすることが、当社の監査方針であります。	p.4 はじめに
4−5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	**内部及び外部からの通報** 当社では、通報制度が整備されており、ホームページに記載の法律事務所に匿名で伝達ができるようになっております。 法律事務所では、通報者が不利な取扱いを受けないように保護されることとなっております。	p.17 法令遵守に関する措置等

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	**原則5　透明性の確保** 当社は、ガバナンス・コードの適用状況についてはホームページで開示することにより、資本市場参加者等が適切に評価することができ、当社に対しての問合せも可能であることから、外部者から評価されることも可能な体制が整えられています。	p.30 2.組織・ガバナンス基盤 p.31 理事会(経営執行機関)
5−1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	**会計監査の品質向上に向けた取組みについての閲覧体制** ホームページにおいて、その取組状況等につき開示しております。	p.7 監査品質向上に向けた考え方
5−2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	**運営方針** 当社の規模及び特性等を踏まえた運営方針としては、以下のようなものがあります。	p.4 はじめに
●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	●会計監査の品質の持続的な向上に向けて、理事長が経営理念を社内外に向けて公表しております。社外においてはホームページにおいて公表している「監査品質に関する報告書」を通じて、社内においては定期的に理事長より発信される全構成員に対するメッセージを通じて実施しております。	p.33 人的基盤の充実に関する基本的な考え方 p.14 当社のリスク評価プロセス p.15 ガバナンス及びリーダーシップ p.20 業務の実施
●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	●そこでは、社内のメンバーが共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針がスタッフマニュアルにより示されています。	
●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI：Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	●当社は、ホームページで開示している「監査品質に関する報告書」でKPIとして8項目のAQIを示しております。	p.23 当社の業務運営に関する資源(リソース) p.33 人的基盤の充実に関する基本的な考え方

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●監査法人における品質管理システムの状況	●当社の品質管理システムは、社会的影響に鑑みて監査業務の品質を重視しており、品質管理に関する方針及び手続に関して、理事長が最終的な責任を負っています。また、品質管理システムに関する整備及び運用に関する責任は、品質管理担当理事が負っています。監査契約の新規の締結及び更新から監査計画の策定、監査の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理の方針及び手続を諸規程として整備し、運用しており、特に専門要員の教育訓練においては、「監査品質に関する報告書」に記載のとおり、ランク別に組織的に計画的に実施しております。	p.14　1.品質管理基盤 p.35　監査従事者に対する研修状況と人事考課
●経営機関等の構成や役割	●当社の唯一の経営機関は理事会であります。主要な決定事項は理事会の権限であり、理事長は理事会の下において監査法人経営を行っております。理事会の構成員である理事は総社員による選挙により選出されており、監査業務部統括担当・品質管理担当・事務管理部統括担当・組織運営委員会管掌・監査ツール委員会管掌・サステナビリティ委員会管掌・国際委員会管掌・IFRS委員会管掌・研修委員会管掌・採用委員会管掌・業務開発委員会管掌・受嘱審議委員会管掌・福利厚生委員会管掌・衛生委員会管掌の各理事がそれぞれの役割を担っております。	p.31　理事会（経営執行機関）
●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	●監督・評価機関や独立性を有する第三者の選任は、社員会の承認の下に監事会が実施しております。第三者は監査業界について理解されている有資格者の学者及び公認会計士・監査審査会事務局審査検査室長であったことから経営機関等の評価には適任であるという考え方から選任されており、積極的にガバナンスに関する意見をいただいております。また、独立性に関しては、過去において当社のクライアントには一切関係していなかった方であり、かつ、当社の経営に対して利害関係のない方でなければならないと考えております。	p.31　監事会

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	●当社では、その業務の大半が法定監査業務によって占められており、非監査業務としては、そのほとんどがＡＵＰ業務であります。しかしながら、コンサルティング業務にも携わってみたい公認会計士も多く存在していることから、まったく行わない方針は採用せずに、必要があれば利害関係のない範囲では許容するというスタンスであります。業務契約に至る過程では監査サポート部の品質管理グループにより利益相反や独立性の確認がなされます。	p.7 非監査業務の位置づけ
●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのＩＴ基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	●監査手続の一環として、CAATアプリケーション(ACL Analytics)を利用し、大量データの分析(仕訳データ分析、滞留債権及び在庫評価損の網羅性検証等)を行っています。また、リスク評価手続において、数値をグラフ化し異常点を可視化するための分析ツールとして、BIソフトウェア(Microsoft Office製品)やモダンエクセルその他自社開発システム等を利用しています。また、東京オフィス及び地方オフィスのネットワーク内に統合脅威管理(UTM)アプライアンスを設置し、コンピュータウイルスや不正アクセス等の脅威から社内ネットワークを効率的かつ包括的に保護する対策を実施しています。クラウド環境にも統合脅威管理(UTM)アプライアンスを設置し、外部からの不正アクセス等の脅威からデータを保護しています。 専門要員が利用するノートPC及び仮想PC並びに東京オフィス設置のファイルサーバ、クラウド環境のファイルサーバには、ウイルス対策ソフトウェアをインストールし、ウイルス対策、不正アクセス対策を実施しています(週次でウイルス及び不正アクセス検索を実施し、日次で定義ファイルを更新しています。)。 利用する電子メールサービスでは、迷惑メール、スパムメール遮断だけでなく、クラウド型サンドボックス(ウイルス振る舞い検知)サービスも利用し、ビジネス詐欺メール及びランサムウェア等の未知の不正プログラムの検知、隔離、排除まで行う対策を実施しています。	p.42 IT基盤 p.44 DXを利用した会計監査 p.45 情報セキュリティ

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
	専門要員に対して、標的型攻撃を想定したメールを送信し、開いてしまった対象者への研修を行うことで、セキュリティ意識の向上を図る訓練を年2回の頻度で実施しています。 また、2021年10月に金融庁主催の「令和3年度金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VI)」に参加しています。	
●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材教育方針	●法人研修の実績及び専門要員からの法人研修に対する要望を考慮し、研修方針を策定しています。 方針策定に際して、重視したものの一つは、「監査品質の向上を図る研修の充実」です。公認会計士・監査審査会検査及び日本公認会計士協会の品質管理レビューでの不備の指摘を受け、監査品質の維持・向上が当社にとって課題であると再認識したため、監査基準報告書の理解を深める研修をはじめとした監査品質に直結する研修を充実させることとしています。なお、監査品質の維持・向上のためには、現行の監査の基準が求める水準を理解することが必要であるため、日本公認会計士協会に品質管理レビューアーとして継続的に出向させ、そこで得た知見を当社の監査業務に生かしています。 また、重視したもう一つとしては、「ランク別研修の充実」です。年間を通した法人内研修により、ランクに応じた専門要員の監査実務の実践能力を可能な限り高めることにより、各監査チームの現場力を高い水準に維持・向上することを法人研修の方針としています。	p.35 監査従事者に対する研修状況と人事考課
●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	●当社の業務収入のうち、最も報酬額の大きいクライアントが占める割合は15%未満であり、依存度は低く抑えられています。	p.48 5.財務基盤 報酬依存度に関するサステナビリティ

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応としては、グループ監査に関するツールを整備し、単純に監査指示書のみに依存するのではなく、実際に海外子会社の監査人とディスカッションや監査調書のレビュー若しくはヒアリングを実施しています。	p.50 6.国際対応基盤 グループ監査への 対応状況
●監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	●当社は監査品質の向上に向けて、理事長の自己評価に加え、外部の第三者の意見を踏まえており、実効性のあるものとして取り組んでいると評価されております。	p.31 理事会(経営執行機関)
5−3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	**グローバルネットワーク加盟と グループ経営** 当社はKreston Globalに加盟しておりますが、グループ経営を行っている組織体はありません。 以下においてKreston Globalに関する状況を説明します。	p.50 当社の国際的グループへの加盟状況
●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	●Kreston Globalの概略は当社のホームページ（https://www.ark-audit.com/global-network.php）において記載されたとおりであり、ネットワークの意思決定には、毎年、リモートにより年次総会に参画しています。	
●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	●Kreston Globalへの加盟の主たる目的は、当社に見合った国際的会計監査環境の変化に対する情報収集であり、もって当社の持続的向上に資するものであります。一般的にグローバルネットワークへの加入は、監査手法等の使用が強制されるというリスクや経営方針への介入などのリスクがありますが、Kreston Globalではそのようなリスクはありません。しかし、Kreston Globalが適切な伝達ができている保証はないというリスクは考えられます。	

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	●会計監査の品質の確保やその持続的向上において、Kreston Globalに加盟している現状において、十分に監査環境の変化が認識されない可能性もあるため、日本公認会計士協会の情報発信には十分注意してそのリスクを軽減しており、十分な措置であると考えております。 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすようなKreston Globalとの契約はありません。	
5−4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	**積極的な意見交換** 当社では、理事長をはじめとする理事全員の持っている事業会社の人脈の範囲内で、監査法人経営に関する意見交換を行っているだけではなく、証券会社8社及び信託銀行1行に対して当社の「監査品質に関する報告書2023-2024」を持参して意見を求めております。 その結果は理事会において監事出席の下に報告がなされております。	p.31 理事会(経営執行機関)
5−5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	**監査品質の向上に向けた取組みの実効性を確保** 当社では、当社の取組状況の実効性を毎年度末に理事長自ら評価し、監事会の意見を取り入れて、理事会により最終評価するようにしています。	p.31 監事会
5−6. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	**組織的な運営改善** ホームページ等を通じて得られた意見については、理事会で公表し、自己評価の結果、改善が必要と認められる事項については改善計画を立案し、当社の取組状況を変更することとしています。	p.31 理事会(経営執行機関)

上場会社等主要な被監査会社名

2024年8月31日現在における当社の上場会社等の被監査会社は以下のとおりです。なお、被監査会社の名称については2024年8月31日現在のものを掲載しています。

金融商品取引法及び会社法監査

大日本印刷株式会社	東証プライム
タカラスタンダード株式会社	東証プライム
科研製薬株式会社	東証プライム
株式会社小糸製作所	東証プライム
リズム株式会社	東証プライム
株式会社ティラド	東証プライム
株式会社東光高岳	東証プライム
株式会社河合楽器製作所	東証プライム
岡部株式会社	東証プライム
ニチモウ株式会社	東証プライム
三光合成株式会社	東証プライム
株式会社エコス	東証プライム
株式会社パイロットコーポレーション	東証プライム
日産東京販売ホールディングス株式会社	東証スタンダード
株式会社アビスト	東証スタンダード
株式会社精工技研	東証スタンダード
ロンシール工業株式会社	東証スタンダード
東洋電機製造株式会社	東証スタンダード
株式会社ナカヨ	東証スタンダード
株式会社ニッピ	東証スタンダード
丸善 CHI ホールディングス株式会社	東証スタンダード
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	東証スタンダード・札幌証券取引所
ナラサキ産業株式会社	東証スタンダード・札幌証券取引所
株式会社大冷	東証スタンダード
タケダ機械株式会社	東証スタンダード
高砂鐵工株式会社	東証スタンダード

イワブチ株式会社	東証スタンダード
株式会社タカキタ	東証スタンダード・名古屋証券取引所
日本ピグメント株式会社	東証スタンダード
株式会社ユニリタ	東証スタンダード
株式会社マキヤ	東証スタンダード
トーソー株式会社	東証スタンダード
株式会社ディーエムエス	東証スタンダード
滝沢ハム株式会社	東証スタンダード
株式会社ティムコ	東証スタンダード
株式会社ホクリヨウ	東証スタンダード
日本化学産業株式会社	東証スタンダード
株式会社ヤマザキ	東証スタンダード
アゼアス株式会社	東証スタンダード
株式会社宇野澤組鐵工所	東証スタンダード
株式会社重松製作所	東証スタンダード
株式会社パピレス	東証スタンダード
日本プリメックス株式会社	東証スタンダード
株式会社ヒップ	東証スタンダード
株式会社ジオコード	東証スタンダード
株式会社ジェーソン	東証スタンダード
アトムリビンテック株式会社	東証スタンダード
SCAT株式会社	東証スタンダード
株式会社アルマード	東証スタンダード
株式会社桜井製作所	東証スタンダード
株式会社光陽社	東証スタンダード
株式会社ファーストロジック	東証スタンダード
株式会社歯愛メディカル	東証スタンダード
フロイント産業株式会社	東証スタンダード
田中精密工業株式会社	東証スタンダード
株式会社ニレコ	東証スタンダード
株式会社インターネットインフィニティー	東証グロース
株式会社コラボス	東証グロース
株式会社TORICO	東証グロース
株式会社ロジネットジャパン	札幌証券取引所

会社法監査

三信建設工業株式会社
岩崎電気株式会社
株式会社ホロン
三井精機工業株式会社
株式会社DNPテクノパック
株式会社DNPファインケミカル
小糸九州株式会社
不二電子工業株式会社
中山鋼業株式会社
株式会社DNPロジスティクス
第一中央汽船株式会社
株式会社浜名湖国際頭脳センター
株式会社毎日新聞グループホールディングス
株式会社毎日新聞社
大日本商事株式会社
日本ライトン株式会社
株式会社丸善ジュンク堂書店
日産東京販売株式会社
全管協れいわ損害保険株式会社
港南四丁目開発株式会社
ジャパントラスト債権回収株式会社
株式会社DNPアカウンティングサービス
株式会社近畿しんきんカード
株式会社東和エンジニアリング
日管株式会社
株式会社北里コーポレーション

公益法人

一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団
公益財団法人三越厚生事業団
公益社団法人日本プロサッカーリーグ
一般財団法人会計教育研修機構
一般財団法人生産技術研究奨励会
一般財団法人日本チタン協会

学校法人

学校法人 C2C Global Education Japan
学校法人愛国学園
学校法人京都文教学園
学校法人光の子学園
学校法人信愛学園

国立大学法人・独立行政法人・地方独立行政法人

国立大学法人旭川医科大学
北海道公立大学法人札幌医科大学
福島国際研究教育機構